

令和6年

厚生委員会会議録

とき 令和6年7月1日

品川区議会

令和6年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和6年7月1日（月） 午前10時00分～午後3時09分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 松永よしひろ	副委員長 石田秀男
	委員 渡辺ゆういち	委員 若林ひろき
	委員 ひがしゆき	委員 鈴木ひろ子
	委員 筒井ようすけ	委員 やなぎさわ聡

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野福祉計画課長	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	檜村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)
	阿部健康推進部長 (品川区保健所長兼務)	遠藤健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱)
	若生健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参事 (品川区保健所保健予防課長事務取扱)	石橋品川区保健所品川保健センター所長
	福地品川区保健所大井保健センター所長	三ツ橋品川区保健所荏原保健センター所長
	池田国保医療年金課長	

○午前10時00分開会

○松永委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、障害者施策推進課長につきましては、議案審査のため、冒頭から総務委員会に出席しております。

また、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 議案審査

(3) 第57号議案 品川区小児慢性特定疾病審査会条例

○松永委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

初めに、(3)第57号議案、品川区小児慢性特定疾病審査会条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○五十嵐保健予防課長

それでは私から、品川区小児慢性特定疾病審査会条例につきましてご説明させていただきます。第57号議案をご覧ください。

制定理由です。本区は、児童相談所設置自治体になることに伴いまして、東京都から品川区小児慢性特定疾病審査会に係る業務が区へと移管されます。児童福祉法19条の4第1号の規定に基づきまして、品川区小児慢性特定疾病審査会、以下、審査会といたしますが、を設置するものです。

審査会の内容です。小児慢性特定疾病医療費支給認定に関する事項を所掌します。

審査会の組織について定めており、区長の附属機関として審査会を設置し、小児慢性特定疾病の医療費支給につきまして、児童福祉法の規定に基づき審査を行うものです。

委員は5名以内としておりますが、今回は小児の専門医4名と保健所長を予定しているところです。

また、審査会の会議について定めます。

施行期日は令和6年10月1日です。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

今回は児童相談所が品川区立ということで開所されるに伴って、様々、今回の条例にもかかっているという状況の中での一つが、小児慢性特定疾病審査会を品川区としてつくらなければならないということになると思うのですが、そもそもなのですが、小児慢性特定疾病に指定されている疾病の数を教えていただきたいと思います。

それから、品川で認定されている数と、1年間で新たに認定される数がどれくらいあるかも教えてく

ださい。

それから、この審査会は、小児慢性特定疾病医療費の申請がされて、医療費の支給認定をしないときに審査会を開くことになると思うのですが、それはどれくらいあるということで想定されるのか、伺いたいと思います。

○五十嵐保健予防課長

小児慢性特定疾病の数ですが、16疾患群になりまして、788疾病がございます。

今年度の4月末現在、品川区で認定されている件数につきましては、156件の方が認められているものでございます。

申し訳ございません、1年間で新たに認定される数につきましては、今、手元に資料がございませんので、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思います。

また、審査会につきましては、基本的には基準が決まっておりますので、ほぼ認定されるものと思っておりますが、疑義が出た場合に審査会を設置することになってございますので、1年間に1回か2回あるかどうかぐらいの回数と考えております。

○鈴木委員

この医療費の申請がされたときは、基本的に保健予防課で審査をして、認定が基準に合っているよというところはそのまま認定されるということで考えていいのか、そのところで疑義があるというときに審査会にかかるという仕組みなのかも確認させていただきたいと思います。

あと、これは小児慢性特定疾病ということでの医療費の申請ということになると思うのですが、18歳までは今、医療費が無料になっているわけですよね。それなので、この認定を受けるということが、医療費のほかにどんなメリットがあるのか、そのメリットについても伺いたいと思います。

それから、小児慢性特定疾病の中には難病というのかなり含まれていると思うのですが、イコール全部が難病というわけではないのですよね。それで、難病の場合は区から月1万5,500円手当が支給されるという仕組みがあると思うのですが、この小児慢性特定疾病は手当というのは全くないのか、その点についても伺いたいと思います。

それから、委員が5人ということなのですが、先ほど小児の専門医ということなのですが、具体的にどんな方がなられるのかということ、そこら辺ももうちょっと詳しく分かったら、教えていただけたらと思います。

○五十嵐保健予防課長

小児慢性特定疾病の審査ですが、基本的にはまず保健予防課でさせていただきます、基準に合っているかどうかという審査をさせていただきます。そちらで特に問題なければ、そのまま認定という形になります。

小児慢性特定疾病を申請するメリットにつきましては、現在、マル乳やマル子などがございますので、医療費にお金がかかりかからなくなっているところから、どのくらいメリットがあるかというところは難しい部分があるかと思っておりますが、その後にご質問がありました難病のほうの手当の件ですが、難病と同じ名前、同じ疾病に当たるものにつきましては、手当が出ることになっているようでございます。ただ、難病のほうは341疾病ということになってございますので、全てが難病と小児慢性疾病で同じものというわけではございません。

メリットとしまして、申請していただきますと、日常用具の認定とかがございますので、例えばですが、小児の方でストマをつけなければいけないような方がいたりした場合には、そのストマの用具が出

たりとかというメリットはあると考えております。

大変失礼いたしました。委員の具体的なものですが、現在まだお願いしているところなので、具体的なお名前等はまだ決定していないところですが、今のところ、荏原病院の小児科の先生と、昭和大学病院の小児科の先生と、荏原医師会、品川医師会の先生の4名にお願いしたいと考えているところです。

○鈴木委員

今まで児童相談所を東京都立でやっていたときは、この審査会は東京都でやっていたと思うのですが、今度、品川区で児童相談所をやられることになって、この審査会もそれに付随して品川区で設けなければならないということになったということだと思うのですが、基準に合っているかどうかというのは、保健予防課で審査をするわけですよね。そうすると、保健予防課で審査する人というのは、何か資格のある人とか、そういうところで審査がされるのか、その点を伺いたいのと、そのことによって新たな業務が増えることになると思うのですが、人員の配置というのはあるのか、その点についてもお聞かせください。

○五十嵐保健予防課長

審査につきましては、今、雇い上げでお願いしている医師がおりますので、その方をお願いできるのではないかと考えているところです。

あとは、人員につきましては、今までの事務としまして、経由事務でしたので、区民の方の手続の形としては変わらない状況なのですが、区の中で審査をして認定証等の発行をしますので、事務等の人員として増員しているところでございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第57号議案、品川区小児慢性特定疾病審査会条例につきまして採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(6) 第45号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）

○松永委員長

次に、(6)第45号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○若生健康課長

それでは、第45号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）についてご説明申し上げます。

補正予算資料の18ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健予防費につきましては、6億4,779万3,000円を追加し、40億5,455万4,000円とするものです。

右側19ページの説明欄をご覧ください。予防接種費では、定期予防接種において、高齢者新型コロナウイルスワクチンの接種費用として6億379万3,000円、その下、任意予防接種では、小児インフルエンザワクチンの接種費用として4,400万円、合わせて6億4,779万3,000円を追加するものでございます。

以降、詳細については担当課よりご説明いたします。

○五十嵐保健予防課長

私から、今回の補正予算のご説明をさせていただきます。お配りしております資料で、高齢者新型コロナウイルスワクチン接種事業についてから説明させていただきます。

令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種について、高齢者インフルエンザワクチン接種と同様に、B類疾病の定期接種として実施することが決定されました。これに伴いまして、接種体制を着実に整備するための経費を計上するものです。

事業内容ですが、対象者は、高齢者インフルエンザワクチンと同様で、65歳以上の方と、60歳から65歳未満の方のうち、身体障害者手帳1級で、心臓、腎臓、呼吸器またはHIVウイルスによる免疫障害の方になります。

対象者につきましては、予診票を送付しまして、接種を希望する方は契約医療機関で各自予約をして、ワクチンの接種を受けていただきます。

今年度は予防接種の費用が1万5,300円と見込まれておりまして、国が当初、自己負担費用を7,000円としていたために、国が8,300円の助成を行います。23区で相互乗り入れになりますので、実際の契約価格については今後の三者協で協議し決定される予定ですが、区が半額程度の3,500円の補助を行い、3,500円程度を自己負担していただくことと見込んでおります。

接種回数は1回で、事業実施期間はまだ決まっておりませんが、国は令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間で各自治体が設定する期間と提示しており、今後こちらも三者協で決定する予

定です。

補正予算額です。歳入は4億1,954万2,000円で、内訳は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金3億9,823万4,000円と、予防接種受託収入2,130万8,000円です。歳出は6億379万3,000円で、内訳は、予診票発送費1,498万5,000円、接種委託料5億8,452万7,000円、予診票点検およびシステム入力等委託料428万1,000円になります。

続きまして、小児インフルエンザワクチン接種事業について説明させていただきます。

費用の自己負担への助成拡充をさせていただきます。

事業目的です。令和6年度小児インフルエンザワクチン接種につきましては、生後6か月から高校3年生相当までの子どもの接種に1回1,000円の助成を予定しておりましたが、東京都が生後6か月から13歳未満まで、区と同額の補助事業を開始したことから、対象者の助成を2,000円に拡充するものです。また、広く子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、都補助事業対象外である13歳から高校3年生相当への助成も2,000円に拡充いたします。

事業内容です。対象者は、①生後6か月から12歳の方につきましては、当初区の助成の1,000円に東京都の補助1,000円を加えて、1回につき2,000円を2回まで助成します。②13歳から高校3年生相当までの方は、当初区助成の1,000円に、さらに区の補助1,000円を加えて、1回の接種につきまして2,000円を1回のみ助成します。

対象者にはお知らせのはがきを送付し、接種希望者は、契約医療機関でワクチンの接種を受け、助成額を除いた接種費用を窓口でお支払いいただきます。

補正予算額は、歳入が小児インフルエンザワクチン任意接種補助金3,920万円です。歳出は接種委託料4,400万円で、内訳は、①生後6か月から12歳までが3,920万円、②13歳から高校3年生相当が480万円で、この13歳から高校3年生相当分の480万円が区の持ち出しとなっております。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

まず、新型コロナウイルスワクチンのほうなのですけれども、B類疾病の定期接種となったということなのですが、対象者なのですけれども、65歳以上の方は約8万2,000人ぐらいいると思うのですが、60歳から65歳未満の方というのは、先ほどの説明で、身体障害者手帳1級を持っている方ということだったと思うのですけれども、その方は何人ぐらいいるのかということと、それから、結局何人分の予算ということで区として組んでいるのかを伺いたいと思います。

それから、接種率はどの程度で見込んでいるのか。これまでは無料だったのですけれども、それが今度3,500円の自己負担ということになるので、自己負担のことを考えると、接種率も下がるのかなという思いがするのですが、その辺りは区としてどう想定されているのかも伺いたいと思います。

○五十嵐保健予防課長

対象者の人数ですが、60歳から65歳までの方で身体障害者手帳1級程度の方の人数につきましては、すみません、今、手元に資料がございませんので、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思います。

今までの接種率を考えまして、今まで無料で打っていたときの接種率が大体50%ということでした

ので、今回、50%の方が接種するということを見込みまして、50%ということで今回のお金に関しては計算させていただいているところです。

無料でなくなることから接種率が少し下がることはあるかなと思っているのですが、その辺は主治医の先生にご相談いただきながら、接種が必要かどうかも鑑みながら、接種していただければと思っているところです。

○鈴木委員

自己負担が3,500円ということなのですけれども、これはこれから三者協で決めていくということで、この三者協というのはどこどこなのか、三者協とは何かというのを教えていただきたいのと、それからあと、自己負担が3,500円ということなのですけれども、これは23区統一でいくのか、他区の状況なども分かったら教えていただきたいと思います。

それから、時期的に、10月1日からということなので今回2定で補正を組むことになったのかなと思うのですけれども、ということは他区も、ほかの区も一斉に2定で出されているということなのか、その点も教えてください。

○五十嵐保健予防課長

三者協につきましては、今、予防接種につきましては各自治体の事業でございますが、23区で乗り入れをしておりますので、23区と東京都と東京都医師会で三者協となっております。

3,500円ですが、他区に関しましては、まだ3,500円ぐらいかなと言っているところと……。

○阿部品川区保健所長

すみません、私のほうから補足いたします。三者協議会というのは、定期の予防接種につきましては、かねてより全ての予防接種について、三者協議会という中で、ほかのものもございますけれども、協議をして、委託金額等を決めております。

今回、高齢者のインフルエンザとほぼ同じ仕組みのワクチンでございますので、それに沿ってということと、あと、協議事項になって決定いたしますと、相互乗り入れができますので、今までは品川区内でしか打っていただけなかったのですけれども、近隣区の乗り入れでできることとなりますので、そういった意味でも、ある程度価格を統一する必要がございます。

それで、基本的には、全額免除というところもあるのですけれども、大体半額程度を目安として、高齢者インフルエンザにおきましても2,500円の自己負担もしくは全額免除ということで、各区それぞれに、そこから先は各区の中で決めてやっているところでございますので、今回もほぼ同じような仕組みになるだろうと思っております。

ただ、3,500円が3,500円になるのか、3,600円になるのか、3,400円になるのかとか、その辺のところはまだ詳細が決まっていないのですけれども、決まりました金額につきましては23区統一の価格となる見込みで各区想定をしているところでございます。

また、先ほどの今回の新たな自己負担につきましては、確かにコロナだけを見ると、去年まで無料だったものが今年有料ということなのですけれども、区は今年度から高齢者のインフルエンザのほうを無料にしておりますので、同時にお受けになる場合の負担額として見ると、昨年度よりやや増える程度で、それほど大きなご負担が増えるわけではないので、まずはその辺から始めたいと思っているところでございます。

○鈴木委員

そうしますと、三者協というのは、いつ頃されて、いつ頃決まるのかということと、3,500円が

まだ決まっていないということは、では、その3,500円も、自己負担が3,600円になるのか、3,400円になるのか、そこら辺はまだはっきりと決まっていなくて、三者協で決まったものを品川区の自己負担とするという考え方でいいのか、その点の確認をお願いします。

○五十嵐保健予防課長

三者協につきましては、まだ三者協としていつ会議をしますというのが決まっていないところですが、その辺の幹事会については始まっているところですので、そう遠くない時期にやられるものと考えております。

金額につきましてもそのときに決まるということですので、まだ3,500円という決定ではございませんが、予算を出すために幾らかの値段を決めなければいけないということもありまして、今回、一応3,500円ということを出させていただいているところです。

2定で出すのかというお話が、ほかの区はどうなっているのかというお話がございましたが、2定で出す区と3定で出す区がございまして、うちの区もそうですけれども、当初予算にコロナウイルスワクチンに関して、お金を積んでいない区に関してはほぼ2定で出しているところです。多少のお金を積んでいらっしゃる区もございまして、そういう区に関しては3定で出すというふうに話を伺っているところです。

○鈴木委員

三者協で3,500円ぐらいになるのではないかなということなのですが、インフルエンザも2,500円の自己負担だったのが、今回、品川区は無料ということで、高齢者からはすごく喜ばれているのですよね。それなので、そのときにも何回か、ほかの区で無料でやっているところもあるのでぜひ無料にというのは取り上げてきたところなのですが、今回も、ほかのところでも無料ということでやっている区もあるということであれば、自己負担はできるだけ少なくするような方向をぜひとも区としても検討いただきたいということで、これは要望させていただきたいと思います。

それからもう一つ、次に子どものインフルエンザワクチンのことなのですが、生後6か月から12歳というのは、何人分で、接種率はどの程度ということで見込まれているのか、また、13歳から高校3年生相当というところも、何人分で、接種率はどう計算しているのか、伺いたいと思います。

そもそもインフルエンザワクチン接種にかかる費用というのは幾らぐらいかかるのか。そのうち2,000円の補助が出されるということなのなのですが、そうすると自己負担は幾らぐらいになるのか、伺いたいと思います。

また、23区で、高齢者のインフルエンザワクチンのように、子どもも無料にしている区はあるのか、他区の自己負担の状況が分かったら教えてください。

○五十嵐保健予防課長

小児インフルエンザワクチンにつきましては、6歳から12歳の方が、この方たちは2回接種することになっておりますので、すみません、2回で計算していて、4万件弱という計算をさせていただいているところです。13歳から高校3年生につきましては、4,800件と考えているところです。

今までの接種の形を見させていただいてやらせていただいているところですが、6か月から4割程度の接種をされているので、そのぐらいを見込んでいるところになってございます。

小児インフルエンザワクチンにつきましては、無料にしている区も少しずつ増えてきていると聞いています。今、具体的にどこの区が無料にしているかというデータがございませんので、それにつきましてはお答えできないような状況になってございます。

○鈴木委員

そもそもインフルエンザワクチンの接種にかかる費用がどれくらいなのか、あと、自己負担が幾らぐらいになるのかも伺ったので、分かったら教えてください。

○五十嵐保健予防課長

小児のインフルエンザワクチンにつきましては、任意接種でございますので、必ず幾らというのが決まっているものではございませんが、大体4,000円、5,000円ぐらいで接種されているものですので、2,000円の補助がありますと、二、三千円ぐらいのところ接種できるかと考えているところです。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○やなぎさわ委員

高齢者新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお伺いしますが、このワクチンは、どこの製薬会社のどういうワクチンなのか、もし分かればお教えいただきたいです。

○五十嵐保健予防課長

まだきちんと示されておりませんので、まだそのところは分かっていないところになってございます。

○やなぎさわ委員

いつ頃の目安とか、そういったところで、もし情報があればいいので、すみません、お願いします。

○五十嵐保健予防課長

どの株を使うかというところまでは決定したところなのですが、その後のことがまだ全く決定されていないところで、いつ分かるかも何とも言えないところになってございます。

○やなぎさわ委員

続報を期待しております。お願いします。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第45号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）につきまして採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(4) 第70号議案 指定管理者の指定について

(5) 第71号議案 指定管理者の指定について

○松永委員長

次に、(4)第70号議案、指定管理者の指定について、および(5)第71号議案、指定管理者の指定についての2議案を議題に供します。

これら2議案につきましては、関連する内容のため一括して説明・質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは私から、高齢者福祉課の所管施設、第70号議案および第71号議案の指定管理者の指定についてご説明いたします。

「1.管理を行わせる施設」についての名称および所在地については、記載のとおりです。名称は、品川区立杜松特別養護老人ホームおよび杜松地域密着型多機能ホーム。所在地は、豊町四丁目24番15号です。

「2.指定管理者候補者」は、社会福祉法人奉優会です。代表者および所在地は記載のとおりです。

「3.指定期間」は、令和6年12月1日から令和11年11月30日までを予定しております。

「4.指定管理者候補者の選定」については、公募型プロポーザル方式にて選定しました。今回の公募においては、4事業者から応募があり、選定予備委員会にて3者を選定し、選定委員会での審査の結果、同法人を指定管理者の候補者としました。

本施設では、（1）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる地域密着型特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、いわゆるショートステイ、（2）認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症高齢者グループホーム、そして看護小規模多機能型居宅介護を提供しております。

選定理由としましては、指定管理者候補者は、公募要項に忠実な提案が積み重ねられ、着実な運営が期待できること、12月からの指定期間開始に向けて短期間の引継ぎが迫られる中、他地区での実際の経験を踏まえた引継ぎの想定が評価できること、看護小規模多機能型居宅介護4か所の実践例がありまして、具体性のある取組が期待できる点などを高く評価いたしました。

「5. 指定管理者候補者の選定までの経緯」については、別紙報告書に記載のとおりです。

なお、公募開始日は令和6年2月27日、公募説明会は3月15日に実施、選定予備委員会は5月16日、選定委員会は6月4日に実施いたしました。

まず、選定予備委員会では、4事業者から提出された申請書類および計画書類について、提案内容、財務分析の評価などを基に総合的な審査を行いました。選定予備委員会での審査の内容につきましては、報告書の2ページから5ページに記載がございます。

次に、選定委員会では、選定予備委員会での審査結果を基に、各事業者のプレゼンテーションおよびヒアリングにより、指定管理者候補者を選定しました。選定委員会の審査の内容については、報告書の5ページから7ページに記載がございます。

以上、選考基準に基づき審議を行いました結果、当該施設の指定管理者として適格であると判断し、社会福祉法人奉優会を指定管理者候補者として選定いたしました。

最後に、補足としまして、同法人の概要についてです。品川区においては、本年4月に開設の北品川高齢者多世代交流支援施設（北品川ゆうゆうプラザ）の指定管理者をお願いしております。世田谷区を法人事務局とし、平成11年に設立された社会福祉法人で、2024年4月1日現在における従業員数は2,803名、事業内容としては、特別養護老人ホームや通所介護、認知症高齢者グループホーム、地域包括支援センターなどを、都内19区1市、神奈川県2市、埼玉県1市に展開しています。今回の施設と同様の施設としましては、特別養護老人ホーム15か所、看護小規模多機能型居宅介護4か所、認知症グループホーム15か所で運営しております。これまで培った運営ノウハウを生かしていただけることを期待しております。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

公募要項とかも見させていただきまして、公募要項とかで離職率のこととかも書かれているのですが、選定のところにも、3ページ、離職率は国平均よりも下回っているということで書かれていましたが、国平均の離職率と奉優会の離職率が何%なのかということで伺いたいと思います。

それから、この施設は、今まで若竹大寿会が10年間、指定管理者でやってきていただいたところ、人材確保ができず、赤字が続くということで、指定管理者を辞退したいということになって、10年間という指定管理期間でしたけれども、今回改めて公募という形になったということになると思うのですが、今回の奉優会は、2,803名という人員を抱えたすごく大きな社会福祉法人ということなので、人材確保はきちんとできていけるのかなという思いがあるのですが、ただ、今の介護の現場の状況というのは、かなり人材紹介会社に頼らざるを得ないような状況というのがどこでも見受けられていると思うのですが、奉優会では人材確保はどのような形で行われているのか、紹介会社などを使わなくてもできるような状況にあるのか、その点も伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

何点かご質問いただきました。

まず、離職率についてです。令和4年度の国全体の離職率が14.9%と出ております。それに対しまして、当法人の離職率は10.99%と聞いております。

そして、人材確保の部分につきましては、こちらの法人は東京都内に絞って集中的に施設の展開をしているというところで、今回においても、近隣の特別養護老人ホームなどの運営をしているというところが提案書の中にも書かれております。具体的な人材確保、例えば派遣の方が何人とか紹介業者とかというところまでは踏み込んで確認できておりませんが、一定程度人材確保ができる、12月から運営をお願いできるというところを提案してきておりますし、こちらのほうも見込んで、お願いした次第です。

○鈴木委員

この奉優会は、北品川ゆうゆうプラザの指定管理も受けられたということで、私たちが開所式に行かせていただいて、施設の理事長とか職員の方とご挨拶とかもさせていただきましたけれども、そのときの区の報告を見ていたら、令和5年4月の段階で2,428人だった職員が、1年後に2,803人ということで、1年間で375人も増えているのですが、これはこの事業所そのものがどんどん事業拡大をしているという状況があるのか、事業所の状況が分かったら教えていただけたらと思います。今、本当に介護の現場は大変な状況の中で、どんどん拡大できているというのもすごいなと思いつつ見せていただいたのですけれども、そこら辺のところ分かたら教えていただきたいと思つています。

それから、職員体制なのですけれども、小規模特別養護老人ホームから看護小規模多機能型居宅介護からグループホームからある施設ですが、全体で何人ぐらいの体制でいくのか、全体の職員体制を教えてくださいたいのと、それからグループホーム、特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護、それぞれの職員体制が分かたら教えていただきたいと思つています。

それと、この施設、いろいろホームページで見せていただいたら、正規職員の割合もすごく高くなっているということが出ていたのですけれども、今回の施設では正規職員の割合が何%ぐらいになるのか、分かたら教えていただきたいと思つています。

それから、特別養護老人ホームにしても、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護にしても、看護師がそれぞれ配置されると思うのですけれども、看護師は何人ぐらい配置されるのかも教えていただけたらと思つています。

○菅野高齢者福祉課長

主に人員のことについてのご質問ということで承らせていただきます。

まず、現在の若竹大寿会が公表している当施設における人員体制については、常勤換算で約60名ぐらいと認識しております。その辺りのことも踏まえながら、各法人、今回提案書を書いていただきました。

基本的に人員におきましては、提供するサービス事業ごとに人員、設備および運営の基準等に関する条例などの各規定に従って適正に配置していただくということで提案のほうをお願いさせていただいておりますので、各事業者、それに沿った人員体制を見積もって提案していただいたと解釈しております。

そして、こちらの奉優会、事業所自体、直近のホームページの人数ということで約2,800名の従業員というのを先ほどお話しさせていただきましたが、確かに委員おっしゃるとおり、令和5年度の数字だと約2,400人となっております、かなり人数が増えているなという印象は持っております。ここは、うちの今回の指定管理以外のところにもいろいろと事業を拡大しての結果だと思つていますので、その辺りのところ、介護人材を確保するのが難航する中、こうやってしっかりと人員を確保して、事業を展開できるような力のある法人ではないかなと思つております。

確保に関しましても、いろいろとホームページとかSNSを活用した採用活動をしたりとか、あとは、各職層への研修制度の充実や、表彰制度の導入によって職員のモチベーションの向上など、いろいろな

工夫も提案書の中では出されておりますので、その結果がこういう状況になっているのかなと考えております。

失礼しました。あと、看護師の人数につきましては、こちらも看護小規模多機能型居宅介護や特別養護老人ホームで配置されるべき基準をしっかりと配置してくれて、その上の提案だと把握しております。

○鈴木委員

具体的に何人というのは分からないでしょうか。それが分かったら教えていただきたいのと、条例上とか基準ということであると、例えば特別養護老人ホームなんかは、基準だと3対1ということになっていると思うのですが、でも、現実問題、特別養護老人ホーム、それでは回らないということで2対1とかということになっていると思うのですが、そういうのを踏まえた形で配置されているのか、具体的な人数を、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

あと、また別のことなのですが、今回、若竹大寿会が撤退する一因となったのに、看護小規模多機能型居宅介護があるということでもいろいろ書かれていますが、実際にモニタリングでも、若竹大寿会で看護小規模多機能型居宅介護の利用率50%前後というのはずっと来ていたと思うのですが、その中で、医療依存度の高い利用者の受入れの課題だったりとか、重度の方を受け入れるために、特別養護老人ホームや老健施設に入所となってしまって、なかなか利用率が安定しなかったということがモニタリングの中でも書かれていたのですが、奉優会は改善提案がされているということなのですが、看護小規模多機能型居宅介護でもやっつけられるという事例が示せたらいいのではないかなと思うのですが、具体的にどんな改善提案があるのか、また、看護小規模多機能型居宅介護の需要については、区としてどう見込んでいるのかも伺いたいです。

○菅野高齢者福祉課長

具体的な人員につきましては、先ほど述べたとおり、条例等に即した配置をとるところで提案をもらっております。例えば看護師の職員の具体的な人数というところで先ほどご質問がございましたが、現指定管理者の配置の人数を見ますと、特別養護老人ホームは、ショートステイも含めまして、看護職員が両方の施設で3人、常勤換算での3人というところで配置されております。そして看護小規模多機能型居宅介護と認知症グループホームにつきましては、合わせて看護職員が4人、常勤換算では3.3人ということで配置させていただいております。奉優会につきましても、提案するに当たっては、当然こういった公表された数字等も見ながら人員配置を考えていると考えているところです。

そして、今の法人のところの看護小規模多機能型居宅介護がすごく難しかったというところのお話につきましては、現在、登録率が大体半分ぐらいというところで、やはり利用者がなかなか、呼び込めないという言い方もあれなのですが、その辺りが難しかったというところはお話として聞いております。

こちらの事業者におきましては、23区内におきましても、他区で4か所の看護小規模多機能型居宅介護の実績があるというところで、例えば退院との病院との関係とか、そういったところもスムーズに受入れをして、その後、回復したら違うサービスにつなげるとか、そういった事例も示してもらいましたので、しっかりとお願いできると判断させていただいております。

○鈴木委員

あと、12月からこちらの事業所ということになるわけですね。そうすると、特別養護老人ホームにしても、グループホームにしても、看護小規模多機能型居宅介護にしても、利用者はそのまま継続しているわけなので、引継ぎというのも経験に基づく具体的な提案がされているということで書かれてい

たのですけれども、その引継ぎについてはどんな提案がされているのか、また、いつ頃からどのような形で引継ぎがされていくのかということも伺いたと思います。

それと、今回、若竹大寿会が指定管理者を辞退するということは、人材不足と赤字経営が理由だったということなのですけれども、こういう事態となって、区として、そこを引き継ぐ指定管理者に対しての配慮というのですか、同じような事態にならないための支援というか、そういうところはどのように考えられているのかということも伺いたと思います。

○菅野高齢者福祉課長

12月から始まるまでの引継ぎのスケジュール等につきましては、提案の中でも、引継ぎの期間を3つの期間に分けて、例えば最初のところは職員とかの意向確認とか、あとは中期だと、法人の方との備品の整理とか、その辺のやり取りについてとか、あとは、利用者とか地域の方への説明会の実施など、かなり具体的に、他区でも引継ぎの事例があったというところで、それに基づいた具体的なスケジュールを示していただいております。

今後の引継ぎにつきましては、指定議決のほうが議決された後、すぐに今の法人と打合せをしていただきまして、それぞれの課題を出し合って、スムーズな引継ぎに努めてもらうようお願いしたいと思っています。

失礼いたしました。あと、現指定管理者が人材不足や赤字経営の部分というところで、1点、誤解のないようにお話しさせていただきたいのですが、確かに現指定の法人につきましては、神奈川県、主に横浜市を中心に展開しているもので、なかなかこの施設、杜松の施設が一つ、飛び地のような形で持っていたというところの人材の工面が、この施設に関して難しかったというところと、この施設が少し赤字の経営が続いていたというようなことで、法人自体は決して人材不足とか赤字ではないと思っております。

では、杜松の部分についてというところですが、今度の法人におきましては、東京都内に絞ってかなり集中的に展開しているというところもありますので、その辺りのところが今の法人とはちょっと状況が違うのかなというところと、現在のモニタリング報告書なども見ながら、運営状況を見つつ、総合的に判断して提案をしてもらっておりますので、工夫をしながら運営してくれると思いますが、今後、指定をされたときに、区とも協議させていただきまして、どのような形で運営していくことが適切なのか、ちょうど予算要求の時期でもありますので、その辺はしっかりと奉優会と協議していきたいと思っております。

○鈴木委員

引継ぎは、実際に高齢者の方々が利用されている施設ですので、不安のないようによろしくお願いいたします。

また、今回初めて10年で指定管理者が辞退という状況になりましたので、これは、若竹大寿会は神奈川が拠点というところで、人材を確保するのが困難だったということはあったかとは思いますが、看護小規模多機能型居宅介護だったりとか、そういう経営状態というのも本当に厳しいものがあると思いますので、そこら辺のところは、またこういうような形で辞退ということにならないよう区としてもしっかりと見ていただいて、支援をお願いしておきたいと思っております。

それからあと、ここのところで、併設施設に杜松在宅介護支援センターとヘルパーステーション杜松があると思うのですが、これはどこが運営しているのかも教えていただきたいと思います。

それと最後に、今日の報告書の中で、8ページのところに、それぞれの選考基準に対する候補者の状

況というのが点数で書かれているのですけれども、奉優会とほかの事業者、それぞれ項目ごとの点数を出して、その合計がここで報告されている点数ということになるのだと思うのですが、そういうところで、毎回要望として、前も出ささせていただいたと思うのですが、これはこういう基準で配点しましたよというだけのものなので、実際にここがどういう状況だったのかというのは、私たちは分からないわけですね、議会として。議会が決定するにもかかわらず、ここが分からない状況なので、これは、他の事業者も、事業者名は出さないということですので、それぞれの点数を改めてぜひ出していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

1つ目の、まずこの施設には在宅介護支援センターとヘルパーステーションがあるということで、その事業者については、在宅介護支援センターは社会福祉法人三徳会にお願いしているのと、ヘルパーステーションは株式会社ニチイ学館が運営しております。そこも連携をとりながら施設運営はしていただいているのかなと思っております。

あと、指定管理者の報告書の点数等の内容につきましては、こちらについては、指定管理の基本方針の中で、選定予備委員会や選定委員会の審議内容を取りまとめたものを報告書として公表しております。応募事業者の名称、候補者選定方式・理由、選定委員名簿、会議要旨、評価項目・配点、採点表を公表する情報として定めておりますので、現状はこの報告書、合計点というところですが、のっとなって、指定管理各施設、報告させていただいておりますので、そのような形で今回も報告をさせていただいております。

○松永委員長

鈴木委員、まとめてください。

○鈴木委員

最後です。今後の検討として、それはぜひ公表していただきたいということで要望させていただきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○ひがし委員

様々ご説明ありがとうございました。今の説明で、人員確保のことだったりとか、看護小規模多機能型居宅介護を継続できることが確認できて、安心しております。

今回、指定管理の説明会に8事業者出ていただいて、現地で施設見学をしたと聞いています。なかなか手を挙げてくれないという最近の状況の中で、4事業者が手挙げをしてくれたということは大変うれしく思っております。4事業者、手を挙げてくれた、今回増えた理由だったりとか、所管で工夫をした点などあれば、教えていただきたいと思っております。

○菅野高齢者福祉課長

4事業者が手挙げをしてくれたという部分につきましては、まずは、広くこちらの指定管理施設が公募するのだということをお知らせさせていただくというところから始めさせていただきました。基本的にはホームページでいつも公表させていただいて周知するのですけれども、それ以外に、東京都内で事業所を展開している法人に、区ではこういった施設を指定管理施設として新しく始めますよというところを、お手紙を出ささせていただきまして、ホームページを見ていただくというような、簡単な手紙なのですけれども、お知らせをさせていただいたという次第となっております。

実際に8事業者来て、施設を見ていただく中で、その結果、4事業者に手を挙げていただいたというところで、なぜかというところの具体的なところはうまく説明できないところもあるのですけれども、その結果、いろいろと理解していただいて、提案を出していただけたと思っております。

○ひがし委員

今までホームページで公表しているというところだったのが、都内広く周知していただけたということがこういう結果につながったのかなと思いますので、そこは評価させていただきます。

先ほど鈴木委員への答弁の中で引継ぎのお話が出ていまして、まず意向確認をしていくというようなワードがあったと思うのですけれども、こちらは、前回指定管理して下さっていた若竹大寿会のように働いていた方々が、もしそのまま残りたいと希望した場合は、勤務できるように調整していただけるということでいいのでしょうか。

また、給与とか勤務体制についてはどのようにしていくのか、分かる範囲でいいので、教えていただければと思います。

○菅野高齢者福祉課長

職員の方の意向確認という部分につきましては、基本的には法人同士のやり取りというところになりますので、区としてはあまり細かいところまではということはあるのですけれども、ただ、若竹大寿会が次回の指定管理施設、手を挙げないというお話をしたときに、法人からは、神奈川県、主に横浜のほうで展開している法人なので、勤務条件的に、そこで働いている方が同じ法人内の違う施設に行くところに難しさもあたりもするので、希望があれば、ここで働きたいという職員もいるだろうという見込みもありますので、その辺りのところを新しい法人としっかりと意向確認した上で、スムーズにご希望がお互いにかなうように、勤務条件等もそろえて、調整してもらえたらと思っていますところ。

○ひがし委員

神奈川のほうでされているという話を聞いて、品川区で働いてくださっている方々、通勤の問題とかもあるので、できればその環境で働いていただきたいなと思うのと、あと、利用者の目線で考えても、急に全員変わってしまうとやはり心配だろうと思うので、そこは業者間でしっかりと調整していただけるということが確認できたので、その点について、区でも少しでも関われるところがあれば、調整に入っていただければと思います。こちらは要望で、終了させていただきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○やなぎさわ委員

先ほどのひがし委員の質問とも重なる部分があるのですが、今回、4事業者が応募に至ったということで、区としては、多いと思っていますか、少ないと思っていますか。

○菅野高齢者福祉課長

多いか少ないかというのは主観的な部分になってしまいますが、公募要項の中では、選定予備委員会と選定委員会があるのですけれども、選定委員会のほうには、選定予備委員会で審査した結果、3者を諮りますとさせていただいておりますので、何が正解なのか難しいところはございますが、3者、選定委員会で諮るもの以上に応募があったということは、安心材料とはなりません。

○やなぎさわ委員

私もすごくうれしいなと思って、もともと赤字続きだった施設なわけで、令和2年度だと、特別養護老人ホームと地域密着型多機能ホーム合わせて3,300万円赤字で、令和3年度は3,000万円で、

直近の令和4年度でも1,300万円赤字という、そういった施設に対して、4者に応募していただけるというのは非常にうれしいことだと思っているので、それで、要望とかにもなってしまうかもしれないのですけれども、今回選定されなかったほかの事業者3者ですね、例えばこういう点が選定基準のところでは少し甘かったみたいな話とかをして、さらに今後品川区で行われるこういった指定管理の公募のほうにまたぜひお願いしますというような、そういった、引き止めではないですけれども、つなぎ止めをぜひしていただきたいと思うのです。そういったことというのは、されたりする予定はあるのでしょうか。教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

提案につきましては、結果のほうは通知等させていただきまして、特に個別に今後のことについてというようなフォローまでは今のところさせてはいただいておりませんが、今回、鈴木委員からも報告書の書き方についてのお話もありましたが、やはり公募事業者の営業とか技術とか信用の保護なども配慮しなくてはいけないので、その辺りのところ、害されないようにというか、そういったところで配慮をしながら、結果のほうは通知させていただいております。

○やなぎさわ委員

分かりました。

あと、先ほどひがし委員への答弁のところ、周知方法を、ホームページ、プラス手紙の送付もしたということで、もしかしたらそういったところが手を挙げた事業者が増えたことにつながったかもしれないと思うので、なぜかというのは正直まだ分からないというお話だったので、今回見学された8者含めて、どうして応募されたのですかとか、そういうようなことを逆に事業者に、何をきっかけにこういった指定の応募があると知ったのかということを含めて、ぜひ聞いてみて、それを次回に活かすということをしてみていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

通常、事業者は、ホームページとかで公開をすると、大体法人はそういうセクションがありまして、いろいろな自治体のホームページを見ているのかなというところで、反応がかなりよかったりとか、施設によってはあります。今回は特に、さらにお手紙を出したというところもあるのですけれども、多分興味を持っていただきまして来ていただいたのかなというところで、結果、詳しい説明や施設の形態を見て、4者になったのかなというところで、委員の意見については今後の参考にさせていただきたいと思います。

○やなぎさわ委員

恐らく手紙の送付とかも手間がかかったと思うのですけれども、そういった地道な努力をしていただいた結果、こういうふうが増えたのかなと思いますし、逆に、やり方によっては増えるということがもしかしたら実証されたという結果なのかもしれないので、ぜひそういったところの分析をして、よりよい、さらにブラッシュアップするような方法を考えていただければと思いますので、お願いいたします。

あと、前回の若竹大寿会が、神奈川の拠点で人材が難しかったということで、それが赤字の要因になったというのは、理由としては承知するというか分かる部分ではあるのですけれども、やはり昨今の人材不足、介護業界は非常に深刻ですので、都内に拠点を構えて、社員が3,000人近くいる大きい会社とはいえ、それが人材確保に直結するとも限らないかもしれないので、その辺を含めて、赤字が続いていた事業所ではありますので、伴走していただければなと思いますので、ぜひお願いいたします。これは要望です。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○筒井委員

私からは、3ページの会議要旨で、奉優会の財務評価について、「資金の回転状況に問題はないが、利益率の低下が懸念材料」と書いてあるのですけれども、その辺り、今後の見込みとして大丈夫なのかということと、あと、人員が400人近く急激に増えられたというようなお話を伺ったのですが、奉優会は外国人の方を積極的に採用されているという感があるのですけれども、この定員増の理由は、外国人の方を雇用したからというのが原因なのでしょうか。その辺りをお聞きます。

○菅野高齢者福祉課長

まず、1点目の財務評価につきましては、提案書が出されたときに、財務評価、財務諸表等の書類を提出していただきまして、区のほうで公認会計士に委託して分析していただいております。こちらに書かれているのは、その分析した結果が書かれております。この財務評価だけではなく、プロポーザルというところの趣旨から考えて、提案内容と総合的に勘案して、こちらの奉優会に決めさせていただいたというような次第となっております。

そして、人材確保につきましては、外国人の職員数というところで、ホームページ上、見させていただくと、奉優会全体で約400名の外国人職員を雇われているという記載がございます。外国人採用の専門部署を設けて、EPAや技能実習制度を活用し外国人職員の受入れを行っているというところで提案もございましたので、この400人増えたのがイコール外国人というわけではないと、ちょうど400で一緒ですけれども、それはもともとEPAとかでいた方たちもいらっしゃると思いますので、外国人だけではなく、日本人の方も含めて、幅広く人材を確保していると認識しているところです。

○筒井委員

利益率の低下、今は別に特段そんなに問題ないという認識でいいのでしょうか。今、ご説明がよく分からなかったのです。

○菅野高齢者福祉課長

公認会計士の分析の結果を基に、区としては判断させていただいております。

○筒井委員

あと、外国人の人材の件なのですけれども、今、積極的に雇用されているので、それはそれでいいのでしょうかけれども、今後、急激な円安で、外国人の方もわざわざ日本で働かなくてもいいというようなことも徐々に起きてくるかと思うので、引き続き、外国人の方が日本に来なくなったときのことでもぜひ考えていかなければいけないのかなと思うのですけれども、その辺り、どのように品川区としてはお考えでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

外国人人材については、国が円安だということの、そういった不安材料というのも報道等では耳にしております。

一方で、国の審議会等においても、外国人人材の、例えば訪問サービスへの活用についてとか、検討会がいろいろ行われております。その中でも、例えば東南アジアのほうでも高齢化がどんどん進んでいる、その中で、日本で介護の技術を習得して、例えば技能実習で来て、またそれを基に戻っていくとか、そういった意味では、日本が勤務地としてはかなり魅力的な部分もあるというような意見もございますので、円安とか、そういった不安材料もございますが、引き続き、そういった外国人の雇用も含めた積

極的な部分を、国の動きも見ながら、区としても法人が取り入れていけるように、支援していきたいと思っております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○若林委員

選定委員会の会議要旨、委員の意見の中で、奉優会に関して「苦情解決の方法、情報公開に対する姿勢等についての提案は、一般的な内容に終始する内容となっている」と。この表現は、どういう評価なのでしょう。

○菅野高齢者福祉課長

多分委員が今おっしゃったのが、6ページの委員の意見の一番下の部分、奉優会の一番下の部分かなというところで、会社としては大きな法人というところで、その中で苦情の体制についても、例えば第三者委員を設けるとか、いろいろな体制がとれているというところで、一般的にしっかりと、大規模な法人としてやるべきことをやっていたらと捉えておりますので、決して悪い評価ではないと思っております。

○若林委員

ちょっとマイナスに読めたので。こういう文章になったということですね。いわゆる大規模な法人として、コンプライアンスがしっかりと確立されている、体制もしっかりしていると理解いたしましたので、期待したいと思います。

それで、では、そういうことも含めて、選定予備委員会と選定委員会の最終的な採点、数字ですね、総合点数、それがほかの法人は下がったりしているわけですが、奉優会についてはどちらも316点ということで、上がりもしなかったし下がりもしなかったしというところの数字と思うのですが、選定予備委員会と選定委員会の意見が全く、100%同じということはありませんので、この数字が動かなかったということについて、もう一回ご説明ください。

○菅野高齢者福祉課長

今回、偶然にも選定予備委員会と選定委員会の得点が同じ点となりました。傾向としては、選定予備委員会は書面の審査だけで、選定委員会のほうが法人のプレゼンテーションとヒアリングがあるというところで、外部委員の方も入るところなので、どうしても選定委員会のほうが少しからめにくいとか厳しく点がつくような傾向があるのですけれども、そこをもっとしても、しっかりとプレゼンテーションをして、ヒアリング等のやり取りの中で点をつけられた結果が、偶然にも同じ点になったと理解しております。

○若林委員

過去の例からいうと、経験的には逆に点数が上がったなというぐらいの高い評価が得られたと理解いたしました。

福祉関係、障害児者のほうも含めて、指定管理が変わるといのはめったにない事例で、ぐるっぽがあったかなというぐらいで、ぐるっぽも福栄会にというところでご苦勞を重ねられたと思います。高齢者施設としては、そういう意味ではほぼ初めての指定管理者の交代ということですので、既に質疑の中でそこら辺の論点は随分出てきたと思いますけれども、職員のこととかも含めて、特に看護小規模多機能型居宅介護でしたか、訪問看護も含めて、チャレンジされるということがあります。

移行されて、12月以降、本当に職員の方と利用者の方、それから職員自体の慣れというのか、いわ

ゆる仕事がかまうまう回っていくという状況になるには何か月もかかると思うのです。そこら辺、区としてはどのような関わりを持ったりするのかというのを最後に確認させてください。

○菅野高齢者福祉課長

特に高齢者の施設におきましては、利用者と施設のおなじみの関係というのが、やはり利用者にとってはすごく大事なところだと認識しておりますので、引継ぎにおいては、先ほど現職員の意向確認とかいう部分もごさいますが、十分に行っていただきまして、ご利用者が安心して施設でのご利用を継続していけるように、区としては見守って支援していきたいと思っております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第70号議案、指定管理者の指定について、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○石田（秀）副委員長

賛成はしますが、一言だけ。ぜひ、これは若竹大寿会も含めて、赤字だったということは非常に重く受け止めていただきたいなと思っています。それは、我々も議員なので、しっかり我々も上部団体というか国に、これは根本をよく考えてくれという話をしなくてはいけないと思っていますし、区長会でもそういう要望が今あるということはきちんとしっかりしていただいているけれども、これは多分、私の感覚でいくと、介護従事者にプラスで補助金を出そうなんていっている問題ではなくて、根本、介護報酬も含めて、どれぐらいが適正なのだとことをやっていかないと、運営できなくなる。

これはもう何度も言っているのだけれども、要は、民間でやろうとしたら、家賃の問題もあつたりすると、例えば高齢者のグループホームなんて、60坪あって9人でワンユニットでは運営できないなんて、こんな話が出るわけではないですか。障害者でも、障害者の度合いによっては、軽い方が入ってしまうと運営できないなんて、定数がいっぱいでもそういうことが起きているなんていうことは、これは根本がどこかやはりずれている。

ここは首都東京で、今、企業にお願いをすると、それは来てくださっているからありがたいと思ったほうがいいわけで、だけれども、現実はその手に手をいれられないと、これはどこかで崩壊する。いいという話ではないと思っているので、我々もしっかり上には言っていきますけれども、もちろん区でやれる限度はあるので、それはそれで理解していますので、ぜひそこら辺はお互い共有、共通の意識を持って取り組んでいきたいなと思っています。

そういう意味も含めて、賛成します。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

副委員長のまとめ含めて、賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第70号議案、指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第71号議案、指定管理者の指定について、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

同じく、賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第71号議案、指定管理者の指定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

2 請願・陳情審査

- (1) 令和6年請願第7号 国に対して訪問介護の基本報酬引き下げの撤回を求める意見書の提出を求める請願

○松永委員長

議案審査は一旦これまでといたしまして、次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和6年請願第7号、国に対して訪問介護の基本報酬引き下げの撤回を求める意見書の提出を求める請願を議題に供します。

まず、本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○松永委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、国に対して訪問介護の基本報酬引き下げの撤回を求める意見書の提出を求める請願についてのご説明をさせていただきます。

本請願のとおり、2024年度からの介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。介護報酬の改定は、国が社会保障審議会の意見を聴いて定め、改定に当たっては、事前に介護事業経営実態調査などが行われ、その結果が参考にされます。

国は、介護報酬の引下げは、実態調査の結果、訪問介護の利益率が全サービス平均を大きく上回ったことを根拠としており、区としては、サービス間の均衡を図るため国が決定した結果であると認識しております。

このことに対し、関係団体から抗議声明が出されたとの報道もありますが、区内事業者から現時点で区のほうに声は届いておりません。しかしながら、区内においても介護職員の不足は顕在化しており、今後もサービス受給量の増加が見込まれる中、介護職員の確保や定着は重要な課題となっているため、区ではこのたび、新規事業として介護職魅力発信事業の実施や介護職員居住支援手当を支給するなど、区内事業者と意見交換を行いながら、様々な支援策を実施しているところです。

国に対して声を上げていくことについても、現時点では特に考えておりませんが、今後、課長会などを捉えて、他区とも情報共有しながら、訪問介護の基本報酬が適切な金額であるのかを注視していき、状況によっては上部組織へ意見を上げることなども検討してまいりたいと思います。

○松永委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○ひがし委員

今年のニュースで、訪問介護事業者の去年の倒産率が過去最多だったというニュースを見ました。ただいま区には特に声は届いていないけれども、現状としては把握しているということなのですが、その声の拾い方としては、向こうから連絡が来たみたいなのか、それとも、こちらから業者に確認をとっているのかという点を確認させてください。

また、もし分かれば、去年1年間の訪問介護事業者の倒産の件数67件となっていたのですけれども、品川区内の現状も、倒産したところとかがあるのかというのがもし分かれば、併せてお答えいただければと思います。

○菅野高齢者福祉課長

訪問介護事業者につきましては、東京都の指定となっておりますので、区としては事業者の倒産とかというのがすぐに情報としては入ってこないような状況になっております。参考として、ホームページ

という事業所紹介のものを毎年更新させていただいているのですけれども、その中では、昨年度に比べて、訪問介護の区内の事業者数は、4事業者ぐらい、去年は57事業者だったのですけれども、今年は53事業者というところで、若干減っているというのが実情です。

ただ、それが倒産したのか、事業者の中で事業所をまとめた結果なのかというところについては、今後確認をとる必要があるのかなというところで、ただ、今のところ一つ言えるのは、訪問介護のサービスについて、ご利用者に対してサービスが減ったとか、そういう事実は確認できていないというところになります。

○ひがし委員

少なくとも4事業者が何らかの理由で少なくなっているというところは、今、人材不足が叫ばれている中で、すごく深刻なことなのではないかなと思います。

区としても認識はしてくださっていると思いますし、先ほど説明でもありましたとおり、見直しとかも含めて、課長会とかで話し合っただけで今後考えていくというお話がありましたので、ぜひ区内事業者の状況を把握していただいて、取り組んでいただければと思います。

また、居住支援手当が出されるということなのですから、これの今の進捗を教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

区としては今年度、基本的に介護職員の方の給与というのは介護報酬を原資としているのですけれども、そういうのもなかなか難しいという部分もあって、居住支援手当を新規事業として打ち出させていただいております。

こちらの具体的な対象者とか、どなたに、対象職種とかという部分につきましては、東京都のほうで6月半ばからいよいよ申請が開始されました。そこに至るまでには各事業者から細かいいろいろな問合せ等あって、都のほうも対応したと聞いておりますので、基本的に区は、事業者が混乱しないようにというところもございまして、東京都の動きも見つつ、区としての独自性をどの辺りに出してというところで、今、最終的に詰めているところですので、もうしばらくお待ちいただければと思います。よろしくお願ひします。

○ひがし委員

私も看護師をしていたので、訪問介護の関係の方から、お知らせがまだ来ていないけれども、いつ頃なのだろうという声をすごくいただくので、いつ頃というのを答えられないのがすごく歯がゆいなというところも思っているところです。

現状としても、品川区内だけではなくて、全国的に訪問介護、また、医療従事者の給与の問題、少な過ぎるのではないかなというのが出ていますし、私としてもやはり医療従事者・介護従事者の給与の面というところは処遇改善していただきたいというのは、本当に思っています。

ただ、区としてできることというのはどういうところがあるのかなと模索しているところでもありますので、まずは品川区がやると言ってくれたところを、皆さん心待ちにしているところだと思います。

混乱しないようにというのは十分配慮していただきながら、今困っている方々が少しでも早くその恩恵を受けられるようにといたしますか、品川区の支援が届くように体制を整えていただければと思います。

○松永委員長

要望ですか。

○ひがし委員

はい。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

6月5日に衆議院の厚生労働委員会で、介護障害福祉事業者の処遇改善に関する決議が全会一致で議決されたのです。これがまた自民党、公明党、立憲民主、維新、それから国民民主、有志の会、日本共産党と、そういう形で、本当にこういう形……。〔「れいわは入っていないの」と呼ぶ者あり〕れいわは……。委員会でこういう議決がされるというのは、決議が上がるというのは本当に異例なことだと思うのです。

それだけ、やはり先ほども介護保険の報酬が問題だという、特別養護老人ホームとか、そういう事業所でも問題だということが副委員長からもありましたけれども、在宅の要のところの訪問介護の介護報酬というのがずっと問題にされてきて、介護従事者の賃金が平均よりも7万円近く低いという状況の中で、ずっと問題になってきたのに、それなのに何でこの介護報酬が下がるのかというのが本当に大きな怒りになって、こういう形で、全会一致で、国会でも決議が上がるという状況になったと思うのです。

その中でも、介護、障害福祉の従事者は重要な職責を担っているということで指摘をされて、介護報酬改定などの影響について、介護従事者等の意見も聞いて、速やかで十分な検証を行うということで、これから調査をしていくということで大臣も答弁しているというところなのですが、そういう状況があるので、私はこの委員会でもぜひ意見書を上げていきたいと思います。ぜひ皆さんにもそういう思いで、意見書を一緒に出していけたらいいなと思っています。

こういう形で、国の委員会でも、厚生労働委員会の中でも全会一致で意見書が上がるということのものだということで、こういう意見書が上がったということに対して、区としてはどのような受け止めをされているのか、伺えたらと思います。

それから、請願の中でも書かれているのですが、事業所の4割が赤字、これも先ほどの、今回の報酬改定に当たって介護事業者を調査した、その厚生労働省のデータの中で、4割が赤字というのが出されているのです。そういうところで、ここのところを無視して、高いところの、特別なサービス付き高齢者向け住宅みたいな、大手がやっている、そういうところで利益が上がっているというところを踏まえた形で、今回こういう形で訪問介護の報酬が引き下げられるという状況がつけられてしまったわけですが、でも、実際は介護事業者の4割が赤字だというのは、厚生労働省のデータから出ているわけなのです。

そういうところでは、品川区内の訪問介護事業所の経営状態がどんな状況になっているのか、区として把握されているようでしたら、その点についても伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

国の動きも見つつ、区としては国の動向を見たいというところではあるのですが、そもそも介護報酬というのが、引き上げた場合、サービスの充実とか職員の処遇改善が期待できる一方、利用者の自己負担とか税金や保険料といった、区民の負担も増えるというところで、給付と負担を考慮しなければいけないというところで、すごく悩ましい制度の中で介護報酬が決まっていくのかなと認識しております。

今回も、国のほうで審議会等、あと、その中でも介護給付費分科会等の中で、いろいろと事業者のヒアリングもしたりとか、あと調査をした結果、積み上げた結果、いろいろなバランスを考えて、訪問介護の介護報酬が引き下がったというのが結果なのかなと区としては捉えております。

国のこういった全会一致の意見書の動きとかも捉えながら、今後、区の事業者が赤字なのか黒字なのかという部分につきましては、今のところ、公表できるデータにおいて把握するということで、特に大きな倒産をしたとか、そういうお話は聞いておりませんので、ただ、事業者の意見も聞きつつ、今後も区内の事業者を見守りつつ、基本的には介護を必要とする方がサービスをきちんと受けられるということが大前提となりますので、そのようなことが保険者として行われたいというような事態に陥らないように、しっかりと確認はしていきたいと思います。

○鈴木委員

私は、区の受け止めとしても、実際、何で利益率が高く出たのかというところは、様々指摘されているとおり、サービス付き高齢者向け住宅だったりとか、大手のところ、移動時間がなく、大きな施設に訪問介護ステーション、ヘルパーステーションが併設されていて、効率よく、施設の介護をするみたいな形でできるという、かなり利益率が高い、そういうところを受けて、それが押し上げた。しかも、小規模なところは、あまりにも忙し過ぎて、その調査に答えることもできないということで、実態が反映されていない。反映されていないにもかかわらず、そういうところで大手のところは出すわけですから、大手の利益率が高いところが出されて、平均を押し上げるという形になってしまったわけですが、それでも、そういうふうによく利益率を上げているところと赤字のところと、すごい格差があるという、大手のところ、また、サービス付き高齢者向け住宅のようなところ、そういうところと、小規模の、本当に地道に1軒1軒回りながら、移動しながらやっている、そういうところと、すごく大きな差がついているというところを認識していただきたいと私は思うのです。

品川区なんかそういう小規模な事業所も多いと思うのです。そういうところが、実際、厚生労働省の数字でも4割が赤字というのがデータとして出ているわけですから、そのところは区としてもしっかりと認識していただきたいと私は思います。

それで、これだけ品川区としても在宅重視ということで、とにかく在宅重視ということを強調してきていますので、その要が訪問介護ですよね。その訪問介護が立ち行かないというところになってしまったというのが、今回の介護報酬の引き下げだと思うのです。その介護報酬の引き下げが、あまりにひど過ぎるのではないかとということで、国会でも決議が上がるという状況になっているというところは、私は区でもしっかりと捉えていただきたい、そのことを伺いたいと思います。

それと、訪問介護の事業所、指定については東京都がやるということなのですが、現場で実際に、ケアマネジャーだったりとか、事業所だったりとか、そういうところで捉えられているのは、やはり品川区が一番捉えられていると思うのです、現場の実態というのは。そういうところからしたら、経営状況だったりとか人材確保の状況だったりとか、それから閉鎖せざるを得ない状況だったりとか、そういうのはきめ細やかにつかんでいただきたいなと私は思うのですけれども、先ほどホームページで、57事業者から53事業者に減っているのです、4事業者が閉鎖なり倒産なりという状況になっているのではないかとこのところですが、そこら辺の実態はしっかりとつかんでいただきたいと思うのですが、その点についても伺いたいと思います。

それから、私、訪問介護の事業所は、たしかもっと前は60を超えていたような気がするのですが、けれども、そういうところでいうと、去年から今年にかけて4事業者減ったということなのですが、コロナ

だったりとか、総合事業が開始されたあたりからどんどん厳しくなっているのではないかなという思いが私はするのですが、そういう経年的に見たところで、訪問介護事業所がどんな状況になっているのかというところで把握されているところがあったら、教えていただきたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

幾つかご質問いただきました。

委員のおっしゃるとおり、在宅重視の訪問介護は要となっていると区としても認識しております。今回も、例えば何か所かのケアマネジャーに、訪問介護がこの4月以降、減るといような事態はないかという確認をさせていただいたところ、特に今のところ、区内においてはそういう部分はないというお話もありました。

また、ホームヘルプの、先ほどホームページのことを例にさせていただきましたけれども、この中には区外の事業者も掲載されておりまして、区内の方がほかでも利用、例えば近隣区の事業者とか、事業者によっては、品川区だけではなくて、都内各所で展開しているところも、区内ではサービスを提供しているとか、いろいろな事情がございますので、そういったところでは、数字上はそうやって減っているのですが、そこがイコール倒産したかというお話も耳にはしておりませんので、引き続き在宅重視を運営していく上で、サービスをしっかりと提供できるような状態を継続できるように、区内事業者を特に中心に、確認はしていきたいと思います。

そのためには、例えばケアマネジャーに今の状況はどうかというのを確認したりとかするのも一つの手かなと思いますので、引き続きそういったところは注視していきたいと思います。

あと、国の動きというところで、区ではどうかというところなのですが、そういった部分で、先ほど最初の説明でお話しさせていただきましたが、他区の状況なども情報共有させていただきながら、課長会などを捉えて、場合によっては上部組織に意見を上げていくようなことも検討していくとお話しさせていただきましたので、そのようなところで情報収集はしていきたいと思っております。

○鈴木委員

情報収集をして、区からも課長会としてとか、そういうところでもどんどん国に上げていっていただきたいと思います。武見厚生労働大臣も、これから実態調査していくという方向を出しているようですので、そういうところで実態がつかめる部分もあると思いますので、区としても積極的につかんでいただいて、この大変な実態を改善させていくという立場で、国にも声を上げていただきたいと思います。

それから、紹介会社の問題が、このところ、この委員会でも何回か出ているのですが、私、改めて、ヘルプステーションでも、紹介会社を使わないとヘルパーを確保できないというのが、ほぼ紹介会社でなければ確保できないというのが実態だと伺ったのです。そこら辺の状況も、区としてつかんでいるところを伺いたいのですが、それで、先日伺ったのが、紹介料というのは年収の30%を紹介会社に紹介料として払わなければならないくて、安いところで25%ということなのなのですが、3か月働いたら紹介料は戻ってこないということで、私が聞いた事業所では、3か月働いて、4か月目に来なくなってしまって、連絡しても連絡がとれなくて、もしかしたら事件に巻き込まれているのではないかと、家にも行ったりとかして、警察にも届けたりして、そうしているうちに、電話でもう辞めますというふうにかかってきたという、そういう連絡があっただけでもう来なくなってしまったということなのなのですが、ここのところは紹介会社にこの3か月のために70万円払ったそうなのです。でも、3か月たっているのに70万円は戻ってこないという状況なのです。

私はそれが、介護の現場はモラルハザードになっているような部分、引き起こしているような、そう

いう状況になっているというのは、こんなことを続けていたら事業所が成り立たないという状況で、これはやはり介護者の待遇が悪い、介護報酬が低い、こういうところに根本的な原因があるからだと思うのです。

そういうところでは、区としても、こういう紹介会社の実態、それから紹介会社に紹介料を払っても僅かな期間で辞めてしまうだったりとか、そういう実態をどの程度把握されているのか、また、そういう実態を把握する仕組みがあるのか、私はその実態把握も必要なのではないかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

介護の現場、今、主に訪問ヘルパーの人材確保について、紹介会社を活用しているのかというお話ですけれども、区では今回、新規事業で、特別養護老人ホームとか老健施設の従業員について、紹介会社を活用した場合には1人につき50万円を支給するという新規事業も考えておりました、今、組立てをして、そろそろ始めようかなというところなんです。

まずは施設、ある程度の大きなパイがあって、人材を必要とする施設を対象にそういった事業もさせていただいておりますが、その中で、区内の小規模な事業者についても、どのような実態があるのかというところは、引き続き検証していきたいと思っております。

特に訪問介護においては、外国人の部分についてもそうなのですけれども、1対1のサービスというところもございますので、誰でもいいとかというわけではないという難しさもあると思います。その辺のところは各事業者がすごく苦勞されているのかなというのは推測できますので、引き続き区内の事業者のそういった動向については、注視してまいりたいと思っております。

○鈴木委員

今回はヘルパーですけれども、ケアマネジャーとかも本当に確保するのが大変で大変でというのが介護の現場の実態なので、これをずっと続けていったら、事業所は成り立たず、介護崩壊という状況になっていくのではないかと懸念されるような事態だと思うのです。これを議会から、それから行政から、国から、本当に声を上げて、これを大本で社会保障削減路線を変えていくというところにまで持っていくのが必要なのではないかなと私は思います。

それからもう一つ、厚生労働省が今回、処遇改善加算をつけているのだということを言っているのですけれども、これはどれぐらい処遇改善加算がつけられているのかというのを区として把握していたら伺いたいのですけれども、これまで6段階の加算になっていたと思うのですが、加算をつけている事業者が何%ぐらいあるのか、つけていない事業者もあるのか、そこら辺、分かったら教えていただきたいと思います。

そのうち、最高の6段階の加算をつけている事業者は何%ぐらいあるのか。今回は4段階の加算になるという方向なのかなと思うのですけれども、そこら辺のところ、最高の加算の要件とかも分かったら教えていただきたいと思います。

小規模の事業所が最高レベルの加算というのはなかなか難しいというのも伺っているのですけれども、でも、実際は小規模事業所がかなりの部分になっている部分があると思うのですが、その加算の部分で区が把握しているところを伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

訪問介護事業所の処遇改善加算の部分につきましては、区のほうで取り扱っておりますのが、地域密着型の介護事業者の加算についての手続等になりますので、詳細の部分については分かりかねるところ

がございます。

ただ、国の動きを見させていただきますと、委員おっしゃられたとおり、処遇改善加算が訪問介護において、ほかの事業、サービス種別に比べて、手厚くパーセンテージが、加算率がされているところは、やはり傾向としては、施設に比べると少し加算率が低く、そこにさらに加算というか取得率が低く、加算率を上げることによってさらに処遇を改善するという狙いがあるのかなと推測されますので、その辺りのところは、区内事業者においては、今のところ、処遇がひどいのでやめてしまうとか、そういった部分は特に聞いておりません。

逆に、ヘルパーがもう20年ぐらい働いていて、どんどん高齢化していて、つなぎ手というか、次の方がいらっしゃらないみたいなお話も聞いているというところは、処遇が悪いから辞めるとか、そういった部分ではないのかなと思っておりますので、その辺りの取得等については、引き続き区内事業者についても見ていきたいなどは思っているところです。

○鈴木委員

加算というのは手続も大変ですし、それを整えないと加算がつかないので、整えるのも大変だし、手続上もすごく大変なのですよね。それなので、基本はやはり介護報酬の引上げというところが一番必要だと思うのですが、その介護報酬が今回引き下げられたということで、これだけ大問題、ぎりぎり頑張っているところの事業者を崖から突き落とすという、そういう表現をされていました。小規模なヘルパーステーションのいろいろな会議だったりとか集会だったりとか、そういうところで悲鳴のような声が出されているのです。

それで、このまま続けられるかどうかという、そんな状況にまで、本当だったら、やりがいがあって、在宅の高齢者を支えたい、そういう思いでやっているのに、それが評価されずに切り捨てられるというのは、本当に変えていかなければならないなと思っていますので、ぜひとも議会としても上げていく、区としても声を上げていくということで、お願いしたいなと思っています。

それからもう一つなのですけれども、総合事業。総合事業は……。 (「だんだん話がずれていってる。全然違うじゃん、これと」と呼ぶ者あり) 同じだよ。ヘルパーの処遇だから。 (「全然違うよ」と呼ぶ者あり) 総合事業の介護報酬というのは区が決められる部分だと思うのですが、 (「訪問看護の引下げなんだよ」と呼ぶ者あり) ここが低くて大変というのも現場からは聞いているのですが、総合事業の要支援の介護報酬というのは今幾らなのか。区独自に決定するものですので、せめてこれを上げられないかなと私は思っているのですが、その点についての実態と考え方を伺いたしたいと思います。 (「そこで止めておきなよ。全然ずれていっちゃう」と呼ぶ者あり) ずれていないでしょう。 (「よく読んでよ。訪問看護の基本報酬引下げだから」と呼ぶ者あり)

○菅野高齢者福祉課長

区の総合事業の単価につきましては、基本的に介護給付費の訪問介護とかの単価を見ながら、3年ごとに同じように改定をさせていただいております。

今回、介護報酬の訪問介護の部分の基本報酬が下がったということで、総合事業の単価はどうするのかというふうに捉えたところ、いろいろと国の事情等や世の中の報道等も勘案しまして、総合事業については単価を下げずに、若干上げた形でたしか総合事業の単価は決めさせていただいておりますので、すみません、今、数字が細かくは出てこないのですが、その辺りのところはそのように配慮させていただいたというのが実態です。

○鈴木委員

総合事業とかは区独自に決められるものですので、上げられたということなのですけれども、他区と比べてどうなのかということも知りたいところなのですが、介護報酬は区独自で決められるというところで、今後とも実態に合わせて、要介護に比べたら要支援のほうがすごく低く設定されているというところが、現場からは本当にこれが受けにくいと聞いていますので、これはぜひ上げる方向で、改めてこれからご検討いただきたいと思います。要望です。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○やなぎさわ委員

ほとんど議論は出尽くしたかなと思うのですが、すみません、ちょっとだけ。確認なのですが、先ほどホームページで57者確認したということで、これは、先ほどちらっとお話がありましたけれども、ホームページは、品川区のホームページだったとしても、区外の事業所もちょっと載っているのではないですか。それは品川区だけですか。それとも掲載されているのが。

○菅野高齢者福祉課長

ホームページの部分についての説明ですけれども、区外も掲載されています。というのは、区内でご利用されている方の事業者を全て掲載しているというところなので、例えば、ないと思うのですが、逆に区内で誰も使っていない事業者があるとすると、区内に事業者があってもそこには掲載されないということになってしまう……。それはない。それはないです。すみません。

そういうところで、利用者は他区も使っているというところで、今54と言いましたけれども、他区の部分の使われている事業者についても、ホームページには掲載があります。

○やなぎさわ委員

ということは、区内以外のところは、区民が利用されているところは掲載の可能性があるという仕組みですか。

○寺嶋福祉部長

過去の経緯がありましたので、私から説明させていただきます。

まず、品川区内の事業者は全て載せるという方向性でやっています。それから、区外については、例えば区境のところに住んでいる方が、隣接区の訪問介護を使ったりする可能性があるので、利用実績がある事業者については載せます。

これ、ちょっと時間がたっているのですが、今現在はあれなのですが、かつては、前年度の利用がある事業者を載せるとか、2年前まで載せるとか、そういう仕組みがありまして、一定期間利用がなくなった区外の事業者は落としていくということになりますので、それで数が減ることがあるので、先ほど所管課長が答弁さし上げた、必ずしも倒産で減っているわけではないというところにつながってくるものでございます。

○やなぎさわ委員

分かりました。

実際、私も……、ファクスで来るのですよね、載せますか、載せませんかみたいな。だから、多分載せたくない、あまりないと思いますけれども、気づかなかつたり、載せたくないところは、品川区区内でも多分載せない可能性はあるかもしれないなど思っているところです。

それはいいのですが、ホームページは年に1回の更新で、先ほど訪問看護は都の管轄でということで、情報が回るのが遅いということだったので、ケアマネジャーが情報収集していらっしゃるという

うことだったので、それは非常にいいことだと思って、リアルタイムに情報が入ってくると思うので、ぜひそれは活かしていただきたいなど。

それこそ、倒産でなかったとしても、今回の請願の中に、2023年、427件の倒産があったとありましたけれども、これは多分、閉鎖とか休止とかというのは入っていないと思うのですよね。要は、完全に会社法で倒産しましたと申請すれば倒産件数に入りますが、ただ事業を、ほぼ倒産の形で、やっっていないけれども、でも、もしかしたらいずれやるかもしれないから、一応会社自体は潰さずに、休止という手続だけしておいて、いつでも復活できるようにということで処置しているという会社も結構あるかなと思うので、実数は当然もっと多かったり、それは当然品川区内にも言えることだと思うので、そういった意味でも、ここのヘルパー、訪問看護は実際動いていないとか動いているとかということも含めて、多分一番情報に敏感なのはケアマネジャーだと思うので、その辺も含めて情報収集していただけると非常にいいかなと思うので、倒産件数とか、区の実態をぜひ把握、活かしていただければと思います。

何かあれば。

○菅野高齢者福祉課長

1つ訂正なのですが、こちらの倒産件数については、先ほどひがし委員がお話しされていましたが、国の調査を見ますと倒産件数は67件なのかなというところで、この請願の件数がかなり多いところが、私のほうでは確認がとれなかったもので、そこがもしかしたらお休みのところとか休業のところも入れているのかなとも推測されております。

やなぎさわ委員のおっしゃるとおり、区内の事業者がどういうふう運営するのか、何度も申し上げますが、やはり適切に必要な方に介護サービスが届くように、訪問ヘルプのサービスが届くようにというところが区としては保険者としての基本となっておりますので、提供する事業者がなくなってしまうのは元も子もないので、その辺りのところはしっかりと確認していきたいと思っております。

ケアマネジャーにも確認すると同時に、区としては、保険者として実地指導等もしておりますので、その機会も捉えて、そういった加算の取得についてとか事業者の状況把握についても、していきたいと思っております。

○やなぎさわ委員

ありがとうございます。実地指導は何年かに1回とかになってしまうので、ちょっとスパンが長いので、ぜひケアマネジャーとか地域の方の情報をとります。

あと、若干重なってしまうのですが、実態調査は、小さい事業所はやはり忙しくてなかなか答えられないのですよね。私も実際そうだったので、そういったところもあつたりして、こういうアンケート結果になってしまって、訪問看護は利益率が高いからというふうになってしまったという、小規模事業者にとっては非常に痛恨の極みだと思うのです。実態が反映されていないよと非常に多くの方が思っていると思うので、当然、アンケートに答えなかった人たちにも問題があるということもあるかもしれないのですが、アンケートというのは当然重要な、実態を知る、分析する上で非常に大事だと思うのですが、それを踏まえた上で、さらにそれが適正かどうかというものも併せて、二重で確認してこそ、データというのは活かされるかなと思うので、ぜひその辺も、ただデータがあるからというところではなくて、実態も踏まえて分析していただければと思います。これは要望です。

あと、4割の事業者が赤字で、有効求人倍率1.5倍ということで、ヘルパーの平均年齢が54歳とか55歳というような、かなり厳しい状況があるけれども、利益率が高いという、非常にあべこべな状

況になっているというのは、それこそ大きい、サービス付き高齢者向け住宅とか、介護施設、高齢者住宅、サービス付き高齢者向け住宅とか、そういった訪問できてすぐ回れるような施設を抱えている事業所というのがやはり利益率を出しているということの表れだと思いますので、ぜひその辺も考慮して、区としても、区長会とか含めて、国に声を上げていただきたいと思っております。要望です。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○筒井委員

基本報酬引き下げの代わりに処遇改善加算があるので、それが代わりになってカバーされるというようなお話もあったのですが、この処遇改善加算は、支給の対象が、働いている職員そのものでなく、施設に支給されるということで、要件とかもいろいろ大変なのですが、結局支給対象の職員に支給されない可能性もあるということなのでは、品川区でそうした、処遇改善加算がきちんと対象の職員に支給されていないというようなことはあるのか、その辺りの実態を把握されているのだったら、お話をさせていただきたいのですけれども。

○菅野高齢者福祉課長

確かに委員のおっしゃるとおり、処遇改善加算、加算自体はサービスをそれぞれ提供したときに加算される、その積み重ねです。今回も国のほうでは恐らく介護報酬引上げによって職員の方たちの月収が6,000円上がるだろうというのは、全体の見込みの中で立てているというところでは。

実態として、事業者がきちんと働いている方にその部分を反映させているのかどうかという部分につきましては、区としてはそういった反映させていないというようなお声は今まで、加算は何年か今までもあったので、聞いておりません。

先ほども申し上げましたが、実地指導とか、区のほうでも回っておりますので、もしそういう問題が起きたときにはきちんと指導もさせていただけるとお思いますので、しっかりとその辺り、適正に事業者がやっているかどうかというのは、把握していきたいとお思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○やなぎさわ委員

先ほど筒井委員のご指摘はそのとおりだと思って、処遇改善加算、何%上がって、何千円ぐらい増えますと言われて、実際に現場を見てみると、半分ぐらいしかもらえていないという実態が起きているというのは、まさにあると思います。

そういった中で、今回、東京都ならびに品川区で介護職員の居住支援手当がついたというのは、就業規則にこの手当分が給料として乗りますということを書かせるというところで、それというのは、そういうふうにするをさせないといいますが、今までだと、処遇改善加算分は職員の支給の手当に充ててくださいと言っていますけれども、実際の運用は任せ切りになっていたわけでは。事業者に対して。

でも、今回の分はきちんと就業規則に載せるということで、違反すると恐らく罰則の対象になりやすい、非常に重いというか、就業規則までしっかり変えさせて支給するというもので、そういう、ある意味ひと手間かけるけれども、きちんと職員の元にお金が届くというようなスキームになっていると思っておりますので、今回、4月から実施される介護職員の居住支援手当は実効性が強いのだなと考えておりますし、新井副区長はじめ、品川区の皆様には、介護職員の手当を厚くしていただいたことに、尽力

していただいて、厚く御礼申し上げます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年請願第7号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

結論を出すでお願いします。結果は不採択でお願いいたします。

理由を述べます。基本的に介護は保険であります。それは、先ほどもちょっとお話がありましたように、給付とそれから負担の割合をどのように考えていくのかというのが最大のポイントだろうと思っています。

その中で、先ほど来、答弁もありましたように、品川区では、介護利用者のサービス低下、これはあってはならないということで、それにつながらないように、それで居住支援だとか、私はもう1個、きちんと情報をとれているよともとってほしかったなと思うのは、5年ぐらいたったと思うけれども、ケアマネジャーの組織をしっかりとつって、そして利用者の方々に様々、ケアマネジャーとともにやっていきましょうという組織ができて5年ぐらいたったのではないかなと思うけれども、今、280人とか、それぐらいいる……、ごめんなさい、ここはいい加減なことを言っている。二百何十人と言ったほうがいいのか、二百何十人にはなったとされていて、そこら辺の組織があって、ケアマネジャーからもしっかり情報をとって、それで共にやっていきましょうという組織がしっかりできているとされていて、そこら辺のところも品川区はよくやっているとは思うし、これは国の中でも全体的にこういうことを見て、この請願項目の撤回と書いてあるけれども、これはその部分も、先ほど来、言っている大手の話もちろん分かっているけれども、やはり介護は全体を見ながらやっていかななくてはならないと思っていますので、我々の会派としては不採択でお願いしますということでもあります。

○若林委員

本日結論を出す。

厚生労働省が訪問介護事業者も含めたはじめ、正確な、実態に即した実態調査の結果が得られなかったということは、非常に残念でなりません。そこで、介護と障害者、障害の方の従事者の方々の処遇改善の検討を求める決議を、6月5日ですか、ご案内がありましたけれども、決議をさせていただきました。報酬改定、もうされてしまいましたけれども、改定の影響をしっかりと検証すること、そして、それによって、必要なことがあれば措置をしっかりとやることを厚生労働大臣に対して訴えさせていただきました。

今後、訪問介護事業者の、特にここら辺の意見を聞くべきということも釘を刺したというふうにお話を聞いておりますので、しっかり国の中で、厚生労働省は真摯に実態調査を、当事者の意見を聞いて、しかるべき措置を行っていただきたいということを、私がこの場で言うことではありませんけれども、国ではしっかり対応していただきたいと思います。

課長からもありました、上部団体等ということはまさにそのとおりであると思いますので、国に対して区が意見書を出すということの請願については、不採択で結構です。

○ひがし委員

本日結論を出すでお願いします。

先に意見を述べさせていただきます。立憲民主党は、国会でも訪問介護の基本報酬引下げの撤回等、厚生労働大臣に申入れをしています。先ほどの質疑でもお伝えしましたが、介護人材が不足している現状で今回の基本報酬引下げというのは、本来目指す姿とは正反対の改正になっていると思います。私としても、看護師として、医療従事者、また、介護従事者の処遇改善を目指して活動していますし、現場を知る者として、今回の陳情については本当にそのとおりだなと思います。

個人の意見としては今回の請願はぜひ採択したいという思いですが、会派で議論した結果、国に意見書を出すのではなく、まずは影響を受ける介護従事者に対して、区として介護職員の居住手当等を含め、支援策に取り組んでいくべきという意見になりました。会派の代表として委員会に出席している立場として、会派としての不採択を主張いたします。

ただ、区としても区の事業者の状況をしっかりと把握していただいた上で、今回、基本報酬が下がる分、何かしらの形で補填、また、運営の方々、働く方々を支えていけるように、対策を講じるように求めます。

○鈴木委員

結論を出すで、採択でお願いしたいと思います。

先ほど皆さんからも出ているように、国会でも自民党や公明党も一緒になって、共産党や立憲と一緒に、異例の決議を上げるという状況になりました。これは、やはり今回の訪問介護の介護報酬引下げは道理がないものだということだと思います。

本当に現状でも厳しい状況の中で、高齢者の在宅生活を支える要として必死に頑張っている事業所を崖から突き落とすようなものだと言わざるを得ません。私は、こういう事業所がしっかりと続けられるようにすべきだし、介護現場の処遇改善というのは待たなしで進めるべき課題だと思います。

地方自治体でも次々と意見書が上げられています。この報酬引き下げを撤回させて、引き上げさせていく、そういう方向で、区議会としてもぜひ意見書を上げていきたいと思います。

○筒井委員

本日結論を出すでお願いいたします。

まず、訪問介護の基本報酬の引き下げということは、すなわち在宅介護をこれから推進していくという方向性とかかなり大きく逆行するような事象でありまして、処遇改善加算でカバーするということもありますけれども、それもまた職員に確実に支給されるということがまだまだ不確実なものもありまして、また、そもそも訪問介護の基本報酬を引き下げるとこの事象、言葉のインパクトということを考えて、これから介護職に魅力を感じて、来ていただかなければいけないときに、また報酬や待遇が悪くなるのかという、物すごいイメージダウンにつながり、ひいては人手不足、そして介護崩壊につながるという可能性もありますので、ぜひとも区から、いろいろなご意見を聞いた上で、意見書を出すべきだと考えまして、採択でお願いいたします。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

品川区としても様々対策していただいているのは承知しておりまして、これは区に意見を上げるとい

うことですので、区長会含めて、品川区からやはり日本の介護業界全体の底上げ・改善に向けて声を上げていければと思いますし、先ほどの6月5日の介護職員等の決議、超党派で国会で出されたということですので、今後もちろん、4月から介護報酬の改定がされてということですので、動向をぜひ注視して行って、今後も厚生委員会で様々議論していきたいと思います。

○松永委員長

それでは、本請願につきましては、結論を出すとのことご意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○松永委員長

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、挙手により採決を行いたいと思います。

それでは、令和6年請願第7号、国に対して訪問介護の基本報酬引き下げの撤回を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○松永委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時15分休憩

○午後1時15分開会

○松永委員長

休憩前に引き続き、厚生委員会を再開いたします。

なお、休憩中に1名の傍聴申請がございましたので、ご案内いたします。

併せまして、写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入る前に、許可するか、しないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

これまでの形と同じでお願いします。

○若林委員

これまでどおりでお願いします。

○ひがし委員

これまでどおりでお願いします。

○鈴木委員

いつでも撮っていただいていると思います、審議の間中。

○筒井委員

これまでどおりで。

○やなぎさわ委員

いつでもどこでもオーケーです。

○松永委員長

それでは、皆様方からご意見を伺いまして、議題に入る前にのみ、写真撮影を認めるということにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

(2) 令和6年陳情第25号 心身障害者福祉会館の提案用地の検討結果についての説明を求める陳情

○松永委員長

それでは、続きまして、(2)令和6年陳情第25号、心身障害者福祉会館の提案用地の検討結果についての説明を求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○松永委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者支援課長

私から、心身障害者福祉会館の提案用地の検討結果についての説明を求める陳情につきまして、現況をご説明申し上げます。

本年4月に策定いたしました令和6年度から8年度までの第7期品川区障害福祉計画におきまして、「心身障害者福祉会館の建て替えについては、通所者の代替施設の確保が必要なことから、時期を含め引き続き検討を行います」としております。現在、中長期的な検討を行っておりますので、まだ具体的にお答えできる時期ではありません。そのため、いただきましたパブリックコメントについては、ご提案については今後の代替用地検討の際の参考とさせていただきますと、回答させていただいたものでございます。

なお、現在、老朽化対策として、駐車場脇のスロープのフェンスを解体し、新たに設置したところでございます。また、今年度、1,190万円余の予算を確保し、エレベーター前の耐火クロススクリーン設置工事を行う予定で、利用される方のさらなる安全・安心の確保に努めているところでございます。

なお、ご提案いただきました用地について現在申し上げられることは、①から④については、他課や他部の所管の建物で、複合施設とのご提案もありますので、全庁的な検討事項になります。⑤から⑧については、民間所有の建物ですので、行政がコメントできる立場にはございません。

説明は以上でございます。

○松永委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。いかがでしょうか。

○鈴木委員

身障者会館の整備についてというのは、繰り返し陳情が出されていますけれども、昨年9月、今年の1月にも議論がされていると思います。昨年9月のときに、全面改修、建て替えをする方向で、東

京都とも代替の施設を相談しながら検討しているということだったと思うのですが、その後の進捗というのはどうなのか、伺いたいと思います。

それから、今年4月に、品川区の公共施設等総合計画が出されていますが、この中では、身障者会館の建て替え時期というのが2034年から43年ということで書かれているのですが、最も早いところは2024年から33年ということになっていまして、同じくリボンなどは、たしか1997年の築で、同じ年度に建てられているのですが、リボンは2024年から33年と44年から53年に大規模改修の予定ということになっていると思うのですが、こういうことで、なぜ2024年から33年の早い時期になっていないのか、2030年から43年での建て替えということで考えているのか、そこのところ。これまでの課長の答弁だと、早い時期の建て替えに向けて東京都とも検討しているというふうなことだったので、そういうところになっていくのかなと思いきや、今度、計画を出されたのが随分先なので、そこら辺がどうなっているのかも教えていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長

まず、その後の進捗についてでございますが、今、ご答弁申し上げた以上のことはございません。

あとは、品川区公共施設等総合計画、本年4月に策定されたものでございます。それによれば、福祉保健施設につきましては、大規模改修については目安として大体30年、建て替えの時期については60年という目安になっております。例えば個別の施設の状況に応じて、判断になると思うのですが、個別の施設で何かしら計画、あるいは予算に何かしら計上があるといった場合につきましては、個別に記載をされていると聞いております。それ以外につきましては、区の全庁的なルールに基づいて記したものでございますので、そちらについては、大規模改修が大体30年、建て替えの時期の周期について60年という目安で、記載させていただいたものでございます。

○鈴木委員

ということは、何かこれまでの答弁だと、もう東京都とも代替の施設を相談しながら、全面改修、建て替えをする方向で検討しているというご答弁だったので、建て替えの方向で動いているのかなと思っていたのですが、そういうことではなくて、建て替えは、あくまでも2034年から43年の間にしかこの身障者会館の建て替えはしませんよというスケジュール感になるのか、その点を改めて確認させてください。多分、皆さん、もう全面改修、建て替えの方向で動いていると思っていたと思うのです。これが、計画が出てきて初めて私、えー、こんな先なのという感じで思ったのですが、そのスケジュール感もお聞かせいただきたいと思います。

それで、もしも2034年からの建て替えということになるとすると、いつ頃からの検討で…、2034年に建てるとということにするとしたら、どれぐらい前から検討して具体化するということが必要なのか、そこら辺のところもお聞かせください。

○松山障害者支援課長

スケジュール感についてのご質問でございます。これまで区としましては、改築や建て替え等を視野に入れて検討するというので、東京都に指定権限がありますので、そちらにも早めに相談させていただいたところでございます。いわゆる方法の一つを探っている状況でございます。

この公共施設等総合計画につきましては、個別の施設の整備計画がない、あるいは予算で決まっていない場合については、目安として一律に、先ほどの大規模改修であれば大体30年、建て替えであれば60年という全庁的なルールに基づきまして記載させていただきましたので、これから、先ほどご答弁申し上げた令和6年度から令和8年度まで3年間の間に、検討を進めたいと思っております。

○鈴木委員

そうしますと、この総合計画の中には、2034年から43年ということで建て替えの時期はなっているけれども、令和6年、今年から再来年の令和8年までの間に、建て替えについてどういうふうに進めていくかということを検討するのが、この期間だということですか。

○松山障害者支援課長

委員のおっしゃられるとおりでございますので、その検討の結果、時期については、まだ何ら決まっているものは区としてはないという状況でございます。そのため、全庁的なルールに基づいて、一律に記載をさせていただいたものでございます。

○鈴木委員

ということは、その検討の結果、2034年よりももっと早まるということもある。一律にここは、こういう建物はこれだけの期間、スパンで建て替えしていくよということ書かれたものであって、令和6年から8年までの間に検討した結果、もう少し早まるということもあり得るということ考えていいのか、伺いたいと思います。

多分、皆さん、早く建て替えていただきたいという思いで、ずっとこれが出ていると思うのです。それで、また1月の議論の中でも、既存不適格の箇所が様々指摘されたりということもありますので、検討は令和6年から8年までということですが、そこの中でできるだけ早くに建て替えの方向も、皆さんの要望に応じていただくということで、ぜひともお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

時期についてのご質問でございますが、あくまでも先ほどの公共施設等総合計画につきましては目安というものですので、早くなるか、あるいは遅くなるかというところは、これからの検討になります。現段階でも、先ほど申しましたように、エレベーターのクロススクリーンの設置工事を今年度、これから実施予定でございますので、今現在も、安全・安心の確保ということに努めている段階でございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○ひがし委員

今のご答弁のところで確認をさせていただきます。一般質問がされたときに、築46年が経過していることもあり、改築を視野に入れて検討していくというふうなご答弁があつて、先ほど鈴木委員が言いましたように、私も、改築に向けて進んでいくのだなと思って、安心していただいていた部分があつたのですが、今のご説明を聞いたところだと、改築を視野に入れた段階で、計画、3年かけて方向性も含めて考えていくから、今はまだ方向性も決定していないという状況、その認識でいいのかというのがまず1点。

予算がついているということは、まず、既存不適格のお話とかもありましたように、今、施設を利用されている方々が安全に過ごせるように、予算をつけて整備をしていくということで合っているのかということを、まずは確認させていただければと思います。

○松山障害者支援課長

心身障害者福祉会館のその後の方向性の認識についてでございますが、委員のおっしゃられるとおり、第3回定例会で、改築を視野に入れて検討するというところでご答弁申し上げているところで、具体的なものというのは、まだこれからの検討ということになります。

2点目の、今年度の予算に関してでございますが、まさに利用者の安心・安全のさらなる確保をしようということで、きちんと予算を確保して工事にかかっていくということで、こちらのほうもきちんと

施設管理を適切にやっということとございます。

○ひがし委員

恐らくこの陳情が出てきたというのは、改築を視野に入れてというところが、私、何名かだと思えますが、進むのだ、ただ、用地とかがなかなか見つからなくて決まらないというところのお話が、今までの議論の中で出ていたので、それだったらこういうところもあるよというのを、いろいろと回って調べて、出してくださったのではないかなと思います。ただ、今のお話を聞いていると、何かその段階にも至っていないのだなというところで、正直、区民の皆様からも、旗の台周辺の方々からも、いつ頃になるのだろうという話はずっと聞いているところで、今、議論していますというお話だったので、まだ方向性が見えていない段階なのだというところは少し衝撃を受けているのと、やはり以前もお話しましたが、計画を立てて、整備も含めて考えていく必要はあるのかなというのは、改めて伝えさせていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

計画についてのご質問でございますが、計画を立てるということは、ある程度やはり具体的な時期ですとか代替施設とかがはっきり明確になったところでの計画となりますし、こちらの陳情にありました大田区のホームページに掲載されていることも、やはり具体的な期間ですとか、きちんと大規模改修の計画があつての公表ということでございますので、一般的に申し上げますと、時期や代替用地等を含めた一定程度計画が明確にお示しできる段階になって、それが公表できるものと考えております。

○ひがし委員

方向性をまずは早めに示していただきたいのと、3年かけていろいろ決めていかなければいけない問題もあると思うのですが、3年かからない中、早めにはできるといいと思うので、そこはしっかり方向性というところを示していただいて、大田区の整備計画のように、細かく載せられるというところを心待ちにしておりますし、それについて議会としてできることというのはもちろん協力するので、また情報共有させていただければと思います。

あと、今までのこの関係の陳情、自分が議員になる前からのところも読ませていただいたのですが、機能分散化ができないから少し難しかったり、居ながら工事ができないと言ったりと、できない理由が答弁の中ですごく多く出ているなと感じました。

この陳情を出されている方々、また地域の方々も含めて、前向きな姿勢というところが見えたらいいなと思うのですが、何か区からそこについては、こうしていきますという前向きなご答弁があれば、最後に一言聞かせていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長

前向きな姿勢ということでご答弁申し上げますと、本当に今、障害福祉計画に、心身障害者会館のことにこれだけ検討していくとはっきりと明言したのは初めてということと、あと、それから、今年度、実際にもう予算もつけてエレベーターの改修工事をするというところは、前向きな姿勢の表れと捉えております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第25号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

結論を出します。不採択でお願いします。先ほどお話がありましたように、これまでもいろいろ議論があった中で、本当に障害福祉計画にも書かれて、その中で前向きに取り組んでいると思っています。いろいろなことで我々もいろいろな要望をしたり、こういうことも考えたほうがいいのではないかという事は相当言っていますが、その中でも、これはやるという前提で、順次いろいろな問題をクリアしているのだと私は理解しておりますので、不採択でお願いいたします。

○若林委員

本日結論を出すです。障害福祉計画に言明されている計画を、しっかりと前向きに進めていただければと思います。様々ご説明をお聞きしましたので、了といたします。

○松永委員長

不採択ですか。

○若林委員

すみません、言っていませんでした。不採択で結構です。

○ひがし委員

本日結論を出すでお願いいたします。整備計画の必要性、また方向性を早めに示していただきたいという思いは変わっておりません。ただ、現状では、用地がどうというお話をする段階ではないというのは、今のご説明で理解しましたので、今回の陳情に対しては不採択と結論させていただきます。

ただ、せっかく今回、提案をしていただいているので、今後、議論を進めて行く中で、その場所についてもどうなのかというところを、しっかりと検討していただければなと思います。

○鈴木委員

結論を出すということで、趣旨採択でお願いしたいと思います。本当に全面改修、建て替えをする方向でというふうなことでずっと議論されてきましたので、これだけ遅い時期というのも総合計画で初めて……、少しびっくりしたのですが、それは基本的な形でそういうふうに行っているということでしたので、なるべく早くの建て替えに向けての検討をぜひお願いしたいと思います。

○筒井委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。ここの方が書かれた①から⑧について、①から④は、他課、また全庁的な検討が必要ということで、なかなか早急に分割困難、また⑤から⑧は民間の用地なので、なかなかコメントすること自体難しいということと、また、区としても将来的には前向きなご対応をしていただけるということなので、そうした早めに対応していただくということを要望いたしまして、ただ、この陳情は不採択でお願いします。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、趣旨採択でお願いいたします。私も前年度の厚生委員会から、この心身障害者福祉会館に関する陳情を拝見していますが、令和6年から8年に検討ということで、少しやはりペースが遅いのかなというところで、区民の方も、非常に動向を気にしていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるというところで、なるべく早く結果に向けての検討をしていただきたいなというところで、

趣旨採択とさせていただきます。

○松永委員長

それでは、本陳情につきまして、結論を出すことのご意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○松永委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

また、先ほどそれぞれの方よりご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第25号、心身障害者福祉会館の提案用地の検討結果についての説明を求め陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○松永委員長

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

(3) 令和6年陳情第26号 国民健康保険料に関する陳情

(4) 令和6年陳情第27号 国民健康保険料の督促に関する陳情

○松永委員長

次に、(3)令和6年陳情第26号、国民健康保険料に関する陳情及び(4)令和6年陳情第27号、国民健康保険料の督促に関する陳情につきましては、関連する内容のため、一括して議題に供します。

進め方としましては、2件の陳情について、一括して説明、質疑を行い、その後、2件の陳情の取扱いについて、1件ずつ各会派のご意見を確認したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、この2件の陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○松永委員長

朗読は終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○池田国保医療年金課長

それでは、陳情第26号、国民健康保険料に関する陳情及び陳情第27号、国民健康保険料の督促に関する陳情について説明させていただきます。

まず、国民健康保険でございますけれども、国民健康保険は、ゼロ歳から74歳までの方で、生活保護や社会保険に加入していない方が対象となった保険でございます。国民皆保険制度の相互扶助の考えに基づきまして、誰もが適切な医療を受けるために設けられた制度でございます。各自治体が、国などからの負担金と加入者の方に納付していただく保険料を財源に、運営をしているところでございます。

保険料につきましては、基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つで構成されておまして、それぞれに応能割と応益割がございまして、特別区の保険料は、応能割としまして所得に応じてかかる

所得割額、応益割としまして加入者数に係る均等割の額を合計したものを、世帯単位で賦課して納めていただいているところでございます。特別区では統一した国民健康保険料方針としまして、基準保険料方式というものを取っておりまして、品川区の保険料につきましてはこの基準保険料を採用しているところでございます。なお、この保険料の算定に当たりましては、翌年度の特別区全体の医療費の総額や加入者の所得などから推計して、計算しているところでございます。

保険料の算定に当たりましては、保険料の負担能力に応じた公平なものが必要なところではございますが、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、保険料はある一定のところで限度額を設けることにはなっております。

そのほか、所得金額が一定基準以下の世帯に対する均等割額の減額や、産前・産後期間の保険料の免除、それから、未就学児の均等割保険料の減額、それと、非自発的失業者の方に対する保険料を軽減するような制度もございます。

子どもの均等割保険料の減額につきましては、特別区長会を通じて国に対して子どもの保険料の無料化を要望しておりまして、令和4年度から未就学児の均等割保険料が5割軽減となったところでございます。特別区長会ではさらに国に対して、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、対象と、それから軽減割合の拡大を求めて、現在も要望しているところでございます。

次に、保険料の督促についてでございます。

国民健康保険料の滞納整理事務というところでございますけれども、納付期限が過ぎて納付が確認できない保険料につきまして、督促、催告を行い、納付をいただいているものでございまして、最初に白い封筒に赤色の文字で督促が始まりまして、緑色、青色、薄茶色の封筒による催告というのも行っているところでございます。催告書を送る際には、来庁や電話による相談を促すような生活状況調査等も同封しているところでございます。そのほか、担当者からも催告をするような形で、黄色い封筒に催告、もしくは電話というものを行っているところでございます。

催告時に連絡のあった方に対する納付相談を行う際には、納付困難な方には分割での保険料納付ということの相談とともに、保険料の支払いが、生活が厳しい方につきましては、必要に応じて、例えば生活保護のことや就労支援についての紹介も行っているところでございます。

赤い封筒につきましては、保険料が未納になっている全ての方に使用するものではないということでございまして、実際に最後の滞納処分をする前のお知らせもありますけれども、区への連絡をいただき、納付相談をしていただきたいということで行っておりますので、手に取って目立つ色ということで、現在、赤い色を使わせていただいているところでございますので、そこら辺、ご理解をいただければと思います。

○松永委員長

説明が終わりました。

これより、一括して質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

国保は、もう本当に毎年値上がり続けて、去年も過去最大の値上げだったのにもかかわらず、またさらに今年がそれを更新して、最高の値上げになりました。平均で1人当たり20万5,612円で、値上げ額は1万3,961円というすさまじい値上げ額になっているわけですけども、そんな中で、昨年11月だったと思うのですが、区長会として初めて国に対して提言を出しましたよね。

そこで、その提言というのは、被保険者の低所得化や1人当たりの医療費増による保険料増が、個々の自治体の努力で解決できることではないという状況の中で、国庫負担割合の引上げをしてほしい。これが1つ目ですが、2つ目が低所得者層の負担軽減を図ること、3つ目が子どもに係る均等割額の減額措置の拡大をしてほしいと、この3つを国に対して提言を出して、初めてこういう要望をする提言を出したわけですが、しかし、区長会が、危機的な状況だということを訴えながら初めて提言を出したにもかかわらず、ここの3つの要望というのは全く前に進まなかったわけですね。

そういう、国がこれに対して全く応えることなく、進まなかったのですけれども、そのことに対しては、区としてはどう受け止めているのか。多分、この提言というのは区長会が出したことなので、区の認識もこういう認識だと思うのですが、それが進まなかったことに対してどう受け止めているのかということ、まず伺いたいと思います。

○池田国保医療年金課長

今、委員からご質問がありました区長会からの提言につきましては、昨年11月16日に、区長会から実際に国のほうへ行きまして、提言をさせていただいたものでございまして、これによりまして、実際に一番身近なところでは、お子様の保険料の5割軽減について拡大というところがございまして、これにつきましても、昨年11月に提言をさせていただいて、現在なっていないところでございますが、それについては残念なことでございますけれども、また今後、令和7年度に向けて、さらに要望を続けていかせていただくことを考えて、やっているところでございます。

また、国への提言についても、その他の国庫負担の引上げの実施とかそういったものについても、区長会を通じて引き続き要望をさせていただき、認識としましては、これ以上負担を伴わないような形をお願いしたいということでは、23区共に同じ考えをさせていただいているところでございまして、最終的には構造的な改革をお願いしたいということをつけて、国をお願いしているところでございます。

○鈴木委員

区としても、本当に危機的な状況という切実な思いで初めて出した提言と、そういう状況であるにもかかわらず、国がそこに応えないという、そういう社会保障に対しての今の政権が、本当に充実ではなくて削減の方向というところが、こういう状況になっていると思いますので、これについては引き続きで強力で言っていただきたいと思います。

ここの中でも述べているように、負担がもう限界という状況なのです。私、これは、総括質疑の中でもこの問題を取り上げました。今回は特にトリプル値上げでしたので、後期高齢も国保も過去最大の値上げという状況になっています。改めて、総括のところでも取り上げたのですが、経年的に見ると、すごいすさまじい値上げなのです。4人世帯の年収300万円の方ですけれども、2009年度、2009年というのは様々な国保が改悪される前なのです、15年前なのです。この15年前から国保の改悪が始まったのです。住民税方式から旧ただし書き方式に変わったというのがこのところなのですけれども、その2009年のときは、15年前は、約18万円だった保険料が、今年度は40万4,000円なのです。2.25倍。これは、未就学の子ども2人としたのでこれなのですが、これが、就学をしている子どもだともっと値上げ幅が高いという状況なのですが、500万円の世帯でも33万円が66万3,000円ということで、2倍以上になっているという状況なので、すさまじい値上げなのです。

賃金は上がらない、年金は下がっている。そういう中で、物価高、消費税は増税される。そんな中で国保があまりに高過ぎて、やはり払えないという状況で、悲鳴が上がるのは当たり前だという状況があ

と思うのです。

そんな中で、国保の構造的な課題というところで、厚生労働省が、国保料の負担が重いということで、構造的な課題として位置づけているのです。この認識は区としても厚生労働省と同じかということ、改めて確認させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○池田国保医療年金課長

国民健康保険の構造的な部分では、やはり収入のあまりない方が多いということと、それから、仕事をお辞めになられて病気がちな方、医療機関を使われる方が多いということで、保険料の基礎の部分が上がってしまうところが構造的な部分かと思われておりますけれども、実際に保険料の負担につきましても、今委員がおっしゃった部分で2009年、この2009年につきましては住民税方式ということなので、保険料の部分で少し当てはまらない部分はございますけれども、ただ、ここ10年で比べればかなり上がっていることは事実でございますので、加入されている方については負担がかなり重くなっていることは、事実かと思えます。

私ども区、もしくは特別区で何をしているかというところでは、その部分についてはしっかり受け止めまして、保険料の算定に当たりましては、かなり思いを入れた形での算定をさせていただいているところではございます。

○鈴木委員

私は、保険料の負担が重いというのを、なかなか先日は答弁していただけなかったので、これは厚生労働省でも、構造的課題として保険料負担が重いということをしかりと位置づけていますので、この認識を伺いました。この認識をなぜ伺ったかという、後で出てくる滞納者に対する捉え方というところに、保険料の負担が重いというところをしかり捉えられるかどうかということで、私は滞納者に対する捉え方も関わってくると思っていたので、このところを確認させていただきたいということで、前から求めていたところ、今回は、厚生労働省と同じ、保険料の負担が重いというところで、それは改めて確認をさせていただきました。

それから、今回は、このあまりに高過ぎる、経年的に見ても本当に2倍以上になっているという、しかも、健保の保険料に比べたら2倍以上になっているわけです。同じ収入なのに健保組合とは、国保が収入が少ない人なのにもかかわらず、同じ収入の人が健保の2倍以上になっているという、ここで私は、高過ぎる国保料、負担が重い、そのところをしかりと共通認識として持っていただきたいということで、改めて確認させていただきたい。それなので、これを引き下げるべきだということで求めておきたいと思えます。

それから、もう一つは、子どもの国保料というところもなくすべきだというのは、区としても同じ認識で、区長会としても何年も前から、子どもの国保料の減免を国に求めていると思うのですけれども、何年前から区長会として子どもの国保料の減免というのを国に求めてきたのか、いつから求めてきたのかということ伺いたいと思えます。

それから、あとは、今、70自治体が減免に踏み出しているということで、ここもありますし、今年も様々これは広がっていると思うのです。取手市も18歳まで無料に今年度からするというので、ニュースでも大きく取り上げられていたのですけれども、そういうことでどんどん広がっていると思うのですが、区独自に子どもの国保料の減免というのは検討していないのか、また区独自の減免を行う場合に課題があるのか、その点についても伺いたいと思えます。

○池田国保医療年金課長

子どもの国保料の部分で、まず、区長会を通して何年ぐらい前から国のほうに言っているか。大変申し訳ありません。今日、私も控えていませんので、何年前ということは、すぐ正確な話が言えませんので、ただ、私が赴任してからはずっとやっておりましたので、もうかれこれ五、六年以上前からやっているということは事実でございます。

次に、保険料の減免について、区独自で検討していないかというところでございますが、先ほど保険料についてご説明しましたように、まず保険料については、特別区は基準保険料で、統一保険料という形でやっておりますので、減免等についても基準といったもので考えなければいけないかなというところで、区独自の検討というのは今のところはしておりません。

もし仮に区独自で減免をする場合の課題ということでございますけれども、保険料の減免については、国民健康保険法の第77条ということで、委員もご存じかと思っておりますけれども、実際に保険料を法律上で軽減するようなものについては、法で定めているところではございますけれども、法で決められていない部分の区独自の減免ということになりますと、こちらのほうは条例で定めていかなければいけないのですけれども、実際に国保の方から減額、免除の申請書をいただかなければいけないというものもございまして、あと国から、画一的な保険料の減免については、違法ではないけれども適切ではないというような事務連絡も来ておりますので、少しそこら辺については難しいという判断をしているところでございます。

○鈴木委員

保険料そのものは23区統一でやるということをやったとしても、それはそれで、また23区統一から離脱している区も幾つもだんだん出てきていますし、それはそれで保険料を決めたとしても、それを決めたのと、それから、子どもの国保料を区独自に無料にするというのは、可能だと思うのです。保険料は、同じ収入であれば、23区のうちの統一方式でやっているところは、どこに行っても同じ保険料ですよというところでやるということだと思うのですが、でも、子どもは無料化できますよというところは可能だと思いますし、課長もさっきおっしゃられましたけれども、ほかのやっているところは全部、国民健康保険法の第77条で減免制度をやっていますので、制度的にはできることなので、ぜひやっていただきたいと思うのです。

学校給食の無償化も、本来、国が行うべきものということですが、でも、区独自に実施して、今や全国にこれが広がる。また、東京都の半額制度もつくるところまで、本当に品川区のそういった先駆けて無償化したことが、大きく全国に広がり、都の制度もつくるところにもつながっていると思うのです。そういうところからすれば、子どもの国保料というのは本来無料であるべきということで、区も、制度としては無料であるべきだという考え方で国に求めているわけですから、その認識というのは一致しているので、そここのところで、学校給食費の無償化とか学用品無償化と同様に、品川区から始められないかと。ぜひこういうところもご検討いただきなと思うのですが、いかがでしょうか。

子どもの国保料というのは、本来、収入が全くない生まれたばかりの赤ちゃんからも、今回の均等割は6万5,600円ですから、収入の全くない子どもから6万5,600円の保険料を取るというのが、この国保料なわけです。そういうことだと、子どもを持ったことに対してのペナルティという制度が、私は子どもの国保料なのではないかなと思うのです。本来、収入のない子どもから6万5,600円もの国保料徴収というのは、古代の人頭税と同じやり方だと思います。それなので、制度としてやめるべきだと思うのです、この制度は。だって、ほかの健保とかでは一切ないのですから。国保だけですから、

子どもの国保料を取っているのは、収入のない子どもから。

それなので、やめるべき制度なので、そして、区としても国にこれを求めている。本来やめるべきということで認識はされている。そういうことからすると、この額は1億5,000万円ということで答弁をいただいています、区の財政としてもできる金額だと思います。それなので、子育て支援という観点からも、ぜひ無料にすべきではないかと思うのですが、改めて検討していただきたいということと、この考え方について伺いたいと思います。

○池田国保医療年金課長

私どもで、まず、子どもの保険料についての拡大というところでは、国が既に子どもの保険料は相互扶助の観点から、均等割についても全額免除ではなく5割軽減ということで、今現在、制度としてなっているところでございます。ということは、国としましては、お子さん、未就学児の方の保険料を無料にしたということではなく、あくまでも相互扶助ということで、考え方として5割軽減という形になっておりますので、理屈としまして、子どもの保険料の無料化の拡大というところでは、要は年齢と、それから、割合のほうも拡大していただければというような、割合についてもということでの総合的な形でやっているところではございますけれども、実際に11月に区長会としての提言で出したところでは、制度の抜本的改革というところに入ってまいりますので、そういった保険料については国のほうに少しお任せして、見守っていきたいというところではございます。

あと、現在の保険料の制度の中には、従うべき基準としまして、国の基準を超えて独自に一律の保険料軽減を条例で定めることはできない仕組みになっているということもございまして、国のほうで決められたものについて行っているということもございまして、特段、品川区で独自にやるという考えは、今のところは持っていないところでございます。

○鈴木委員

これは何度も何度も要望していることなので、改めて子どもの国保料無料化、国保だけですから、こんなやり方をしているのは、相互扶助だから半額であるべきだというふうに、区も半額であるべきだということを求めているわけではなくて、その拡大というのも提言の中でも求めているわけではないですか。それなので、私は改めて無料化をぜひ品川区から突破していただきたいということで、強く求めておきたいと思います。

それから、赤い封筒についても意見を言いたいのですが、皆さんの意見の後でまた言わせていただきます。

○松永委員長

どうぞ、続けてください。

○鈴木委員

では、赤い封筒についてですが、今、私も……。この赤い封筒ってこれですよね。

〔「合っている」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員

合っているね。この赤い封筒って、少し違いますか。色、少し変わりましたか。

〔「もう少し薄くなっています」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員

この封筒は、いただいたときに本当に驚いて、大体払えない方が、気持ち的にもすごく追い込まれて弱っているというところにこれが届いたら、何かさらに具合が悪くなってしまおうという、ここにも書か

れていましたが、実際に届いた方からそういうふうに伺いました。

それで、本当に、やはり滞納される方がどんな方なのかというところを、見ていただきたいと思うのです。払えるのに払っていないだろう、払いなさいよという、もう本当にそういう感じの色で、多分そういう思いでこれを出しているのだと思うのです。

そういうことではなくて、前にも、野洲市のこともここに書かれていますが、改めて私、野洲市のことでいろいろと見てみたのですが、野洲市は野洲市債権管理条例というのつくられていまして、本当に徹底して、「ようこそ滞納いただきました」、「滞納は生活状況のシグナル」という捉え方をすべきだということで、「市民生活を壊してまでは回収しない」、「滞納を市民生活支援のきっかけにする」ということが大本の前提にあるのです。こういう姿勢でされていたら、私はこういう赤い封筒にはならないのではないかなと思うわけなのです。

それで、ここの中で、頼りがいのある市役所のアピールをすると、支援する者が積極的に対象者を発見する、滞納を市民からのSOSとして捉える、こういう姿勢で取り組むということで、徹底しているのです、こういうものが。そして、そういうことを進めることがどういうことにつながっていくかというと、「何故、今、生活困窮者対策か?」というところで書かれていたのが、「差押による一時的な徴収よりも、生活再建を経て納税していただく方が、長期的な納税額が大きい」、「頼りがいのある行政：市民生活の安定こそが今後の長期的な納付意欲の向上につながる（行政こそが市民にとってのファイナルディフェンスライン）」、こういう姿勢で取り組むと。それで、「差押よりも債務整理の方が納税額を生み出しやすい」。そういうきめ細やかに寄り添った対応が、逆に市にとってもプラスになるということでは言われているのです。

それで、困っている市民は自ら相談に来ないということも書かれているのです、「来れない」。「市の情報を活用し、相談につなげる」ということで、条例もつくってされているわけなのですが、私はこういう姿勢で取り組むことが本当に大事なのではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。野洲市に学んでいただきたいなと思っているのですが、どうでしょうか。

○池田国保医療年金課長

野洲市に学ぶというわけでもないですが、私どもは私どもなりの滞納整理をやらせていただいているところではございまして、実際に赤い封筒ということでかなり強調されているようでございますけれども、こちらについては、最後に送らせていただくのが赤い封筒ということで、実際にはその前に、白地に赤い文字を書いた督促状が行って、それから催告書が行きますよということで、催告書につきましても、カラフルな色をなるべく使うようにしたことと、それから、中には生活状況のアンケートも入っておりますし、また、チラシのほうにも、保険料のお支払いが困難な方についてはご相談にご連絡くださいということで、文書も入れさせていただいております。

なぜ、文書ばかりなのかというところでございますけれども、実際に電話でも、私どもに納付案内センターというところがございまして、お支払いが少し遅れた方については、遅れていませんかということでもご連絡もさせていただいているところではございますけれども、電話と、それから手紙を併用することで、より滞納されている方の連絡が取れるようにということでやらせていただいております、実際に私どもで、今、滞納されている方がどんな生活をされているかというところは、お話を聞くか、もしくは、そういった生活状況のアンケートをお届けしていただかなければ分からない状況でございますので、そういった実際のお支払いが困難かどうかということが分かるためには、こういった形で、何種類かの封筒を使わせていただいている滞納整理をさせていただいて、実際に資力があってお支払いがさ

れないという方については、残念ながら滞納の処分で差押えということもございますし、そうでない方については、実際、少しずつの分割納付ということもやっているところがございますので、寄り添った納付相談をさせていただいてございますので、野洲市ということではなく、品川区のやり方でここ何年かやらせていただいておりますので、特に間違いはないかと思っております。

○鈴木委員

こういう封筒には、生活困窮者向けのチラシというのは同封されているということなのでしょうか。生活困窮者向けのチラシというのは、どのような中身が書かれているのか、その点も伺いたいと思います。

それから、差押えをするときは、必ず面接して滞納者の実態を具体的に把握するというのも、野洲市ではされているということで書かれていたのですが、そういうことで、面接もして滞納者の実態を把握して、悪質だったり、これは適切というところで把握した上で差押えをされているのか、実際に聞き取りまでしっかりとされているのか、その点についても伺いたいと思います。

○池田国保医療年金課長

まず、催告書には、「未納がある方へ」ということで、こういった形で手紙が必ず入っていきまして、区のほうにご相談くださいということが入っています。あと、一斉催告ということで、年4回ほど一斉に催告するような場合については、アンケート形式の、生活状況についてのアンケートにお答えするような調査書が入っているところがございます、実際に最初から生活困難な方へという形での出し方はしません、保険料未納の方へという形で出させていただきます。

あと、差押えについて、面談をしてからされるかというところがございますが、基本的には面談、もしくは電話連絡というような、話をした上でやるようにはしていますけれども、中には度外ということで、私どものほうの何らかのアプローチに対して何も応答がない方がいらっしゃいまして、定期的に処分をさせていただく方も何人かはいらっしゃいます。時には、1年に1回まとめて、保険料を私どもで差し押さえて納めていただくというようなことでやる方も、時折とか、何人かいらっしゃることは事実でございます。

○鈴木委員

本当に困っている人というのは、大体こういう封筒を開けることもできないという状況になっている方も多くいらっしゃるのです。そういうところに、こういう色でびっくりするだろうということでやるというのは、本当により追い詰めると、私はそういう状況になっていくのではないかなと思います。

それから、相談の方が、生活保護というのはおおよそ分かると思うのですが、それ以外のところでも、例えば暮らし・しごと応援センターとか、様々そういう相談に乗ってもらえる場所でもどんな支援があるのかとかということは、全部把握された上で相談に乗っていただいて、そして、そういうところにつながるというところはされているのか、その点もお聞かせください。

○池田国保医療年金課長

今、委員のおっしゃったようにやっていて、生活保護は当然やっていますし、生活相談の部分もやっていますし、あとは、区民相談室の法律相談の部門につながる場合もございます。それと、もう一つが、直接、法テラスのほうにご相談ということも、させていただくこともございます。というのは、実際に滞納されている方が、このような形で困っているということでの話があった際には、そういうことができますけれども、最初からはできませんけれども、ご相談を受けた際には、そういったこともさせていただいているところではございます。

○鈴木委員

生活保護になる前に暮らし・しごと応援センターで、就労支援とか、様々な制度を使ったりということでの相談がされるための、困窮者支援事業ということできているのが暮らし・しごと応援センターだと思うのです。それなので、私は暮らし・しごと応援センターの中身もよく分かっていたらいい、そちらのほうにもつなげていただくということはしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

そして、とにかく払うのが当たり前ですよという形ではなく、なぜ払えない状況になっているのかという、野洲市みたいに滞納はSOSというところで、何で払えない状況になっているのかということをお知らせしていただき、区役所は応援しているのですよというメッセージを出していただき、それで、生活再建につなげるというところをぜひ徹底していただきたいと改めて要望したいと思いますが、最後その点も伺いたいと思います。

○池田国保医療年金課長

窓口に来られた方の話をよく聞いて、話を伺わせていただいた上で、それなりに相談先をお示しすることができるのであれば、そこをお示しするような形でやっていっておりますけれども、今後もそれを続けていくような形をさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員

暮らし・しごと応援センターという制度ができ、生活困窮者支援事業というのができていますので、そこもしっかりと中身を相談者の方が分かっていたらいい、そこにもつなげるというところは加えていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○池田国保医療年金課長

前向きにやりたいと思います。

○鈴木委員

よろしくをお願いします。

○松永委員長

ほかにご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○ひがし委員

まず、国民健康保険料に関する陳情のところについては、品川区の保険料は23区統一の保険料方式を採用していると理解しました。陳情には、国保料の軽減に踏み出す自治体も現れているとあるのですが、東京都内23区の中で値下げをしているところはあるのか、まず、そのあるのか、ないのかということと、もしあった場合はどのぐらいの金額、値下げをしているのかということをお知らせいただければと思います。

併せて、国民健康保険料の督促に関する陳情については、品川区の国民健康保険料が未納になっている方々、この赤色の封筒を送っている方々がどのぐらいいるのかが把握できていたら、その点もお聞かせください。

○池田国保医療年金課長

保険料の減免の部分ですけれども、先ほどの減免のところは、恐らく子どもさんの保険料、18歳以下の子どもの減免についてが多いかと思うのですが、それについては、23区ではどこもやっているところはありません。たまたま東京都内でも、市町のほうで何市町かやっているところがございます、18歳以下のお子さんの保険料の減額とかをやっているところはございます。23区ではないということがございます。

それと、まず赤い封筒はどのくらい送られるかということでございますが、実際には赤い封筒というのが、私どもで差押え自体をやるのが、年間二百五、六十件はやっているところですが、その方には必ず送らせていただいておりますので、そのほかに、分納の約束をされていて分納が履行できない方で、分納を解除するような方とかがいらっしゃると思いますけれども、結果として、大体年間2,000件ぐらい、赤い封筒を使わせていただいているところでございます。

ちなみに、催告書につきましては、一斉催告という形で1回当たり6,000通、年間2万4,000通ほど送っているところでございます。

○ひがし委員

ありがとうございます。赤色の封筒の前に、順を追って白、黄色とやっていると聞いたのですが、赤になるまでにどのくらい期間がかかるのかということと、あと、赤色を送った後にもう1回送ったりするときの期間も、併せて聞かせてください。

この督促に関する陳情のところの内容を読んでいくと、きつこの赤い封筒をやめるというのは、あくまで姿勢を見せてねということだと理解しました。恐らくこの封筒をやめるだけではなくて、寄り添った姿勢を見せてほしいのだよということが言いたいのかなと理解すると、先ほどお話ししていただいたように、相談の窓口のお知らせと一緒に併せて入れてくれているというはいいところなのかなと思いますが、なかなか封筒を開けないというところになると、それはどうやったら伝わるのかなというところを少し考えています。

電話でのお知らせとか、あとは、書いてあるところは、「保険料のお支払い計画や方法についてご相談がある場合はお問い合わせください」と書いてあるのですが、これだと、基本的に払おうと思っている方でないといけないのかなと思うと、何かお困り事はありませんかというような文言が封筒の見えるところにあると、まだ開こうと思ってくれるのかなと思うのですが、何かそういうことをやっている自治体とかがないのかということと、あとは、品川区で今後対応するに当たり、その内容についても、前回の陳情のときに、担当課と検討していきますというご答弁があって期待をしているので、もし何か検討状況がありましたら共有いただければと思います。

○池田国保医療年金課長

まず、催告書の内容、封筒の表部分については、見出しを少し検討という形になってくるかと思うのですが、それについては、またうちのほうで、内部で検討を続けていきたいと思っております。

また、色についても、以前からこの色がよくないということで、色については、カラーをパステル調にいたしますか、少し明るくなったりというようなことで、実際にこの色をずっと使っているわけではなくて、やはり目立つ色ということが定義でございますので、色というのは何年かに1回は更新しているような形でやらせていただいております。

あと、私どもで、国民健康保険と、それから区民税の窓口が今4階で、そういうところで連携とかということができないかということも、今後の部分では検討をさせていただいているところでございまして、税情報を共有できないかどうかということも、また話し合いを進めていっているところでございます。

○ひがし委員

赤い封筒を送るまでの期間のところの答弁が抜けていたと思うので、お願いします。

○池田国保医療年金課長

赤い封筒を出した後の赤い封筒の部分でございますが、実際に赤い封筒の出し方というのは、滞納処分を出すときではございますけれども、その前に、ぜひこちらのほうにご連絡いただきたいということ

で出す場合もございます。実際に言葉としては呼出し通知という言葉になるかもしれませんが……。

〔「滞納してどのくらいの期間で来るのか」と呼ぶ者あり〕

○池田国保医療年金課長

その場合には、期間を過ぎて大体2週間後にまた……。

〔「滞納を初めてから赤の封筒が行くまでにどのくらいかかるのか」と呼ぶ者あり〕

○池田国保医療年金課長

失礼しました。滞納をしてから実際に赤い封筒が行くまでは、最低でも半年以上かかっております。

○ひがし委員

ありがとうございます。半年間未納だった場合は赤色の封筒が送られてくるという、今のご説明で理解をいたしました。

ほかの保険料を含め、窓口で相談しながら、どのように寄り添っていけるかというところを検討していただけるというところは、前回から進歩しているところなのかなと理解しましたので、ぜひより丁寧に、寄り添いながら進めていけるような取組をしていただければと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○やなぎさわ委員

前回のたしか委員会で封筒の話を少ししたときに、何かかわいらしい色の封筒ですよというお話が課長からあったと思うのですが、実際に見てみると、やはり大分きつい赤の色の封筒なのかなと、見て感じました。やはり悪質な滞納者というのは本来少なく、特に今、生活困窮の方が増えていると。2022年の国民生活基礎調査だと、約50%の方が生活が苦しいというような状況で、相対的な貧困率も非常に上がっていて、6人に1人という状況だと、本当に払いたくても払えないという方がいるので、生活再建につなげていける寄り添うような支援が、本当に必要なのかと感じております。

そういった意味で、私もない頭で知恵を絞ってということで、封筒を開けてもらって、そういういろいろな区としての支援がありますよというところに気づいてもらう、それこそ先ほどの暮らし・しごと応援センターもそうですし、生活保護なり何なりというところにつなげるような取組をぜひしていただきたいと思うのですが、やはり封筒を開けていただくというところが少しハードルになるのかなという意味で、北風と太陽ではないですけれども、こういう赤い封筒を1回変えてみて、もっと、思わず開けたくなるような優しい色とか、カラフルにレインボーにしたり、もしくはシナモロールのイラストを入れたり、もしくは、もうストレートに大きい文字で、例えば同封されているアンケートに記入していただけると督促は止まりますみたいな、そんなようなことでも、何か、今のやり方と少し1回変えてやってみてもいいかなとは思っているのですが、何かそういった今の方法に関して議論というのは、区のほうでされていらっしゃるのでしょうか。

○池田国保医療年金課長

委員のご意見については、ご意見として承らせていただきます。実際にこちらの滞納整理につきましては、またこちらで違う観点から考えさせていただくようなこともさせていただきますけれども、ただ、一つ誤解はしないでください。赤い封筒は最後に行くのだということです。それまでに違う色の封筒が何回も行っているのだということ、そちらをひとつ踏まえてください。それまでに何回も連絡がないので、赤い封筒が行ったのだということは、ご理解いただければと思います。

○やなぎさわ委員

本当にそれはもう重々理解しております。本当に最後の最後でということ、やむにやまれず送っているのだということは、非常に理解はしております。ただ、その最後という部分でもやはり、先ほどひがし委員のご指摘もありましたけれども、区の姿勢といいますか、この陳情も含めて、そういう寄り添った姿勢というのをぜひ見せていただきたいというところから、このような陳情になっているのかなと思っておりますので、恐らくこの陳情の趣旨としても、あまりにもショッキングな色だと怖くなってしまうというところなのかなと思いますので、そのように私も意見をさせていただきました。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず、令和6年陳情第26号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

結論を出します。不採択でお願いします。理由は、先ほど来、統一保険料という話、区長会からの要望の話、相互扶助、そして、5割の軽減も行われているということでもありますので、不採択ということでもあります。

○若林委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。課長のご説明の中で、今、自民党からもありましたけれども、いろいろと今、理解いたしました。

○ひがし委員

本日結論を出すでお願いいたします。保険料が高過ぎるということと、あと、保険料をもちろん下げていただきたいという思いはあります。ただ、今回の説明で聞かせていただいたように、品川区の保険料は23区統一の保険料方式で対応しているということですので、なかなか難しいだろうということも理解できましたので、今回の陳情は不採択とさせていただきます。

一方で、18歳以下の均等割については、特別区長会でも補助を要望しているということですので、引き続き求めていただきたいと思います。

○鈴木委員

本日結論を出すということで、採択でお願いしたいと思います。先ほども申し上げましたように、様々な改悪で、国保料は15年間で2倍以上に上がっているというところで、この間、賃金は、実質賃金が逆にピーク時より74万円も下がっている、年金も下がっている、消費税とか負担はどんどん増える一方という中で、国保料が高過ぎるということははっきりしていると思います。そんな中で、改めて品川区が、負担が重いという認識は厚生労働省と同じだということを確認ができました。そういう負担が重い国保料が、このままでいいはずはないと思います。それなので、やはり国保料は引下げが必要です。

それから、生まれたと同時にかかる子どもへの均等割が6万5,600円と。これだけ高い均等割がかかるようになっていきますので、本当に人頭税のようなこういう取り方というのはやめるべきですし、

国保法で、子どもの国保料の無料化というのは区独自にできるものですし、多くの自治体でそういうことでやっていますので、23区統一の保険料と言いながら、この子ども国保料の減免、それから免除というのは、無料化というのはできることだと思いますので、ぜひやっていただきたいということで、採択をお願いします。

○筒井委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。先ほど来お話が出ていますとおり、23区では統一保険料制度を取っていること、その中でも軽減措置も取られているという努力はされていると。あと、18歳以下の均等割も、相互扶助の観点から半額措置にとどまっているというのも、合理的な理由があるということかと思います。一方、税金と並んで社会保険料の負担というのが大きく、この国民健康保険料もそうだと思いますので、引き続き特別区長会を通じて、抜本改革、持続可能な制度のため、何とか負担軽減をお願いしていただきたいと思います。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。品川区は1人当たりの保険料推移が、令和2年、17万2,516円から令和16年は20万5,612円と、20%以上上がっていくというような状況ではあるのですが、当然、国の抜本的な制度の見直しをしなければいけないというのが一番問題で、区としても頑張っておこなっているとは思いますが、子どもの無料化は1.5億円ということなので、品川区の財源であればそれが可能ではないかと思っていますし、やはり生活困窮されている方が多くて、税というのは、やはり払える人が払うというのが基本、原則だと思います。品川区から、18歳以下の均等割無料化という波をぜひつくっていただければと思いますので、そういった意味で採択とさせていただきます。

○松永委員長

それでは、本陳情につきまして、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

また、先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第26号、国民健康保険料に関する陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○松永委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、令和6年陳情第27号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

結論を出すでお願いします。不採択でお願いをいたします。先ほど来、何度ももうお話があるように、ここに至るまでにはもう何度も機会があって、最後の最後に赤い封筒となるのだと理解しておりますし、その間、何度も相談できる状態もあると思っております。そういう観点からも、不採択ということでもあります。

○若林委員

本日結論を出す。不採択です。今後も様々工夫をしていただきたいと思います。

○ひがし委員

本日結論を出すでお願いします。督促については、保険料の収納率が、封筒を目に留まりやすい色に工夫したことによって開封を促すことができたというような市町村の調査も出ているので、やはり目立つ色である必要はあると思っております。色については適宜改訂はしてくれているというご答弁があったので、今後も検討いただければと思います。赤の封筒が届くまでに半年ぐらい期間がかかる。その間に相談窓口につながるような調整というところを、品川区としては取り組んでいくべきかなと思っておりますので、ワンストップの滞納者に対する窓口など、様々検討いただければと思います。

今回の陳情に対しては、不採択ということをお願いいたします。

○鈴木委員

結論を出すということで、採択でお願いしたいと思います。やはりこの真っ赤な封筒というのは、びっくりさせて来させるとか、本当にびっくりさせるという目的で、この赤い封筒が使われていると思うのですが、でも、実際にそこまで行っている人の多くが、やはり払いたくても払えないという状況の方だと思います。とにかく国保料が高過ぎる。どんどん値上げをして、高過ぎるという状況にして、そして、払えないという状況にして、そして、払えない人に真っ赤な封筒で脅すというやり方というのは、やはり改めるべきですし、品川区は本当に相談に乗りますよというアピールをしていただいて、生活再建につなげる、そして、品川区に相談に行けば何とかかなという、寄り添った相談というのをぜひしていただきたいと思っておりますし、どんな制度が使えるかというのは、相談の窓口でみんなが、職員が知って、そして、そこにつなげるという品川区の在り方であってほしいと思います。

○筒井委員

本日、不採択でお願いします。まず、赤い封筒が来る前に、段階的にほかの色の封筒だとか送られてきているので、いきなり赤い封筒が来るのではないことと、また、色も、先ほど課長が見せていただいたようにピンク色に寄った色になって、少し柔らかくなったことと、またあの色も、ほかの郵便物等に紛れて埋もれないようにするため等、目立つために強調するというので、それなりに合理的な理由があると思っております。

ただ、一方、封筒の外に、いろいろなお困り事はありませんか、相談を受けつけます等々、そうした丁寧な、区も支援がある旨の記載をするなどの工夫と、それに基づいて丁寧なご相談や支援をしていただけるとよろしいかなと思っております。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで採択でお願いします。区としましても様々お考えがあって、最終的にこの赤い色ということで選ばれていらっしゃると思うのですが、やはり寄り添うという観点で、一度少し見直しをしていただいてもいいのかなと思っておりますし、あと、やはり区に相談することで様々な支援につながるということを、区民の皆さんが知らないということが大きな問題なのかなと思っていて、それは区

の周知だけではなくて、ある意味、区のセールスマンというか、宣伝マンみたいな我々区議も、そういったことをより多く区民の皆さんに周知する活動をしなくてはいけないのかなと思いましたので、私のできる限り多くの発信を続けていきたいと思っております。ということで採択です。

○松永委員長

それでは、本陳情につきまして、結論を出すところのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

また、先ほどそれぞれの方よりご意見を伺いましたので、本陳情につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第27号、国民健康保険料の督促に関する陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○松永委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

専決処分の報告について（報告第17号）

○松永委員長

次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。

専決処分の報告について（報告第17号）を議題といたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○樫村高齢者地域支援課長

それでは、私から報告第17号の専決処分についてご報告をいたします。議案資料をご覧ください。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、大崎高齢者多世代交流支援施設敷地内の支柱の倒壊による看板の破損事故における損害賠償額の決定について、令和6年3月25日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

2、事故の概要です。令和6年2月16日、大崎高齢者多世代交流支援施設の敷地内に設置した支柱が経年劣化により倒れ、隣接する店舗の看板に接触したため、その一部を破損いたしました。損害賠償額及び事故の相手方につきましては、議案資料に記載のとおりでございます。

なお、折れた支柱については、2月22日に撤去済みです。また、各シルバーセンター及びゆうゆうプラザについても、敷地内外の構築物について点検を指示し、問題がないことを確認済みです。以後、再発防止に努めてまいります。今回は大変申し訳ございませんでした。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○若林委員

言葉だけの説明ですと、どんなようなものがどういう状況で、隣接する店舗のどういう損害だったかというのが分からないので、もう少し分かるように具体的な説明をお願いします。

○樫村高齢者地域支援課長

もう少し具体的な内容ということでございますけれども、大崎ゆうゆうプラザの敷地内に支柱が立っておりまして、その上には看板等は何もついていない、ただの支柱がございました。そこにつきまして、経年劣化により根本からその支柱が倒れまして、横にある美容室の店舗の看板に、それが当たってしまって、看板を割ってしまったといったところでございます。

○若林委員

ゆうゆうプラザは、まだ10年ぐらいですかね。たかだか10年で、何で腐るといふ現象が起きたのか。その説明をお願いします。

○樫村高齢者地域支援課長

その支柱が、大崎ゆうゆうプラザの敷地内にはあるのですが、設置した時期ですとか経緯等については不明なのです。先ほど申し上げたとおり、その支柱については上に今何もない状態、ただの支柱で、上に看板とかがない状態だったと。もともとこの支柱自体が何に使われたかというのも、いろいろ調べたのですが、結果的には不明でございまして、ただの支柱が大崎ゆうゆうプラザの現在の敷地内に立っておりまして、それが経年劣化により、今回倒れて破損してしまったといった経過になります。

○若林委員

指定管理者のチェックというのは不十分だったということですか。それと、区と指定管理者のそれぞれの責任というのはどのようにになっているのか、最後に確認したい。

○樫村高齢者地域支援課長

当然、大崎ゆうゆうプラザの敷地内にはございますので、区も、それから指定管理者も、点検する義務はあったのですが、そこにつきまして、先ほど申し上げたとおり、看板等がない状態で支柱が立っておりまして、区も、それから指定管理者も、それ自体が敷地内に立っている我々のものだという認識がないというものでございまして、そちらの点検等を見過ごしていたといいますか、そこについて怠っていたというところでございます。申し訳ございませんでした。

○若林委員

もう答弁は分かりました。区の所有物であるということが自覚できないまま、こういう事故に至ったということで、確認をいたしました。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件及び報告事項を終了いたします。

-
- (1) 第55号議案 品川区指定障害児入所施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例
 - (2) 第56号議案 品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例

○松永委員長

次に、再び予定表1、議案審査を行います。

(1)第55号議案、品川区指定障害児入所施設の人員、設備および運営基準等に関する条例及び(2)第56号議案、品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の2議案を議題に供します。

これら2議案につきましては関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤障害者施策推進課長

それでは、まず、第55号議案、品川区指定障害児入所施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例についてご説明いたします。資料をご覧ください。

まず、1、制定理由ですが、品川区が児童相談所設置市となることに伴い、児童福祉法の定めによりまして、これまで東京都が行っていた障害児入所施設の指定事務を品川区が行うことになるため、必要な条例を定めるものでございます。

なお、条例の第2条に基準を定めておりますが、国の基準である児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備および運営に関する基準の定めるところによるものとしております。条例第3条には、申請者の要件を定めております。

次に、2、障害児入所施設の概要については、記載のとおりでございます。

次に、3、施行期日は、令和6年10月1日でございます。

続いて、第56号議案、品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例についてご説明いたします。資料をご覧ください。

1、制定理由ですが、こちらも第55号議案と同様に、品川区が児童相談所設置市となることにより、これまで東京都が行っていた障害児通所支援の事業者の指定事務を品川区が行うことになるため、必要な条例を定めるものです。

条例第2条に定める基準も、先ほどと同様に、国の基準である児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準の定めるところによるものとしております。条例第3条も、同じく申請者の要件を定めております。

次に2、障害児通所支援事業の概要ですが、種類としましては、①児童発達支援、②放課後等サービス、③居宅訪問型児童発達支援、④保育所等訪問支援の4つがございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、3、施行期日は、こちらも令和6年10月1日となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

これも、児童相談所が設置されることによって、品川区が新たに認可と、それから、運営の基準のチェックというのをすることになるということだと思っておりますけれども、入所施設というのは、今、品川区にはないということで確認させていただいていいのでしょうかということが1点です。

それからあと、どういう施設が対象かということなのですが、障害児通所施設のほうは、今、この

障害者福祉のしおりを見ると、児童発達支援が16か所で、放課後デイサービスが22か所ありますが、あと居宅訪問型児童発達支援と保育所等訪問支援というのは何か所……。これは児童学園でやっていることでしたっけ。これがどこなのかというところがよく分からないので、教えてください。

それと、これは、認可をするのも今度は品川区がやるということと、それから、事業所の人員、設備および運営の基準等のチェックというのも品川区がやられることになると思うのですが、そのチェックというのは、どれくらいの期間でどういう形でやっていくのかということについても、伺いたいと思います。

それで、かなりの施設数のチェックとか、新たに始めるというときになったら、認可の審査とか何かもすることになると思うのですが、これは課のほうで、その人員というのはどういう形でされるのかについても伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、障害児入所施設でございますが、委員おっしゃるとおり、今のところ区内にはございません。

それから、通所支援事業のほうですけれども、居宅訪問型児童発達支援と保育所等訪問支援の数について、保育所等訪問支援は、おっしゃっていただいたとおり品川児童学園も含めまして、令和6年6月1日現在の指定の状況で、居宅訪問型児童発達支援のほうは1か所、それから、保育所等訪問支援が2か所、東京都の指定を受けて、品川区に事業所のあるところがございます。

それで、今後のチェック体制等ですけれども、事業所に対するいわゆる実地指導という形で、訪問して、基準等に照らし合わせて書類等も含めての検査というのは、3年に1回というのを目安にするような形で国から出ておまして、それに基づいて最低限実施できるような形で進めていくようなところがございます。また、集団指導ということで、事業所を集めて、区のほうから指導、注意等を行う機会もございますので、そういったところも利用しながら、適正な運営をしていただくようにしていきたいというところがございます。

なお、障害者施策推進課ではこちらの移管を踏まえて、人員等の体制については必要な整備を行っているところでございます。

○鈴木委員

必要な人員の体制の整備というところだと、結構たくさん施設をチェックするような形になると思いますので、結構品川区の負担が増える部分があると思うのですが、そのために、区の職員がこれは全部チェックをするということでもいいのですよね。そのために、区の職員が、なかなかどれくらいというのは難しいのかもしれないのですが、新たに、東京都が行っていったことを品川区で行わなければならないとなったことで、障害者施策推進課でどれくらいの人が増えたのかというのを、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、こちらの先ほど申し上げた実地指導等につきましては、区の職員並びに東京都の指定事務受託法人という制度というかがございまして、こうした検査等を行える事業所を、東京都のほうで満たしたところを指定して、そういったものを行える権限を指定している事業所がございまして、そこも活用して行う形は想定しております。

検査の方法としては、ただ、その事業所に丸ごと委託して、このところへ行ってきてくださいという形ではなくて、検査できる方に同行してもらって、区のほうで主体的にやりながらも、一部の仕事について業務を手伝っていただくような形ができますので、そこをうまく活用しながら、委員にご指摘

いただいたような業務の増というか、業務については対応してまいりたいと考えております。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第55号議案、品川区指定障害児入所施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例について、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第55号議案、品川区指定障害児入所施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第56号議案、品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例について、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○ひがし委員

賛成です。

○鈴木委員

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成します。

○松永委員長

それでは、これより第56号議案、品川区指定障害児通所支援事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件及び議案審査を終了いたします。

3 その他

○松永委員長

最後に、予定表4、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、厚生委員会に関わる項目について所管質問をなさりたい委員がいらっしゃる場合は、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

いらっしゃるようですので、以上で、一般質問に係る所管質問についてを終了いたします。

ほかに、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時から開会でございます。

これをもって厚生委員会を閉会いたします。

○午後3時09分開会